岐阜大学機関リポジトリ
Gifu University Institutional Repository

長良川河口堰問題に関する『朝日』『中日』両紙社説の分析

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-10-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野原, 仁 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/15571

長良川河口堰問題に関する『朝日』『中日』両紙社説の分析

野原　仁

(2007 年 6 月 28 日受理)

An Analysis of Asahi Shimbun's and Chunichi Shimbun's editorials on the dam at the mouth of Nagara River's problem

Hitoshi NOHARA

1．はじめに

(1) 研究の目的と意義

本稿では、長良川河口堰（以下、河口堰と略）問題に関する、朝日新聞（以下『朝日』と略）および中日新聞（以下『中日』と略）の社説を量的・質的両面から分析し、その特徴を検討することを目的とするものである。

グローバル化・複雑化した現代社会においては、ある個人にとって、自己の生命・生活・将来および所属する社会に関わることで、自分自身では直接見たり聞いたりできない情報は、テレビ・新聞・インターネットなどのメディアを通じてしか知ることができない。また、そうしたメディアからの情報は、単に個人の認識欲求に応えるだけでなく、世界観・価値観ならびに特定の社会的な争点に関する意見・態度などを形成する一つの重要な要因でもある。さらには、こうした個人レベルにとどまらず、メディアが提供する情報は「世論」[1]形成にも大きなインパクトを与えるとともに、特定の「世論」が形成されるよう、メディア事業者（および政治家など関係する諸個人や組織）が情報操作を行うことも日常的に行われている。

河口堰問題に関しても、一般の市民は、(1)問題の所在そのもの、(2)問題点の具体的内容、(3)問題をめぐる様々な動向、のほぼすべてに関して、メディアによって伝達されるニュースなどによって認識するとともに、その認識を一因として、問題に対す

---

[1] メディアによる世論形成に関しては、［岡田：2001］［岡田：2005］などを参照のこと。

る自己の意見・態度の形成を行っていると推測される。

もちろん、上記のような因果関係（メディアが提供する情報が、特定の問題点に関するオーディエンスの意見・態度形成の原因となっている）を立証するためには、対象とするメディア・期間・情報の範囲を明確にした上で、統計学的手法によって行う必要がある。しかし、本稿はこの因果関係を立証することを目的とするものではなく、あくまでそうした因果関係が存在するという推測を前提として、あくまでも実際にオーディエンスに伝達された社説の内容の特徴を分析することを目的とすることを改めて強調しておきたい。

(2) 研究の対象

『朝日』（東京本社版）と『中日』（本社版）の社説について、河口堰計画が認可された1973年7月31日の翌日である同年8月1日から2005年12月31日の期間内で、河口堰問題を中心テーマとしているものを対象とした。

数ある日刊紙の中から、『朝日』と『中日』の両紙を選択した理由は、『朝日』に関しては、総販売部数は815万部とトップ『読売』の約1033万部に及ばないものの、全国紙として日本全体の世論形成に大きな影響力を有していることに加えて、東海三県のシェアでは読売を上回るとともに、『中日』に次ぐ二位であることによる[2]。一方、『中日』に関しては、総販売部数は約347万部で読売・朝日・毎日に及ばない上に、販売地域も愛知・岐阜・三重・静岡・滋賀・福井・石川・東京（タイトルは『東京新聞』）と限定されているものの、東海三県のシェアは57.8%と他紙を大きく引き離すトップの座を占めており、同地区の世論形成に大きな影響力を有していることによる。なお、岐阜県が販売地域であり、県内のシェアが『中日』に次ぐ岐阜新聞については、①同紙の社説の大部分が共同通信社によって配信されたものであること、②同紙の縮刷版が発行されていないため、検証作業には膨大な時間を要すること、の二つの理由から今回は対象外とした。

なお、朝日新聞の1984年8月1日以降分と中日新聞の1987年4月1日以降分については、それぞれの記事検索データベース[3]を用いて、「長良川」「河口堰（もしくは「河口ぜき」「河口せき」）」の両キーワードでＡＮＤ検索してヒットしたもののうち、前述の対象に該当するものを抽出した。また、データベース利用分以前のものについては、両紙の縮刷版のすべてに実際に目を通して、同様の抽出を行った。

---

[2] 本稿で提示している発行部数・シェアなどについては、日本ABC協会「新聞発行社レポート 普及率 2005年7～12月平均」に依拠している。

[3] 『朝日』（https://database.asahi.com/library/login/login.php）、『中日』（http://www.cnc.ne.jp/ip/）とも、岐阜大学附属図書館経由で接続・検索を行った。

(3) 分析の手法

まず検討事項に関する仮説を提示した上で、内容分析によって仮説の妥当性について検証するという手法を本稿では用いる。ここでいう内容分析とは、ベレルソンの定義による「コミュニケーションの明示的内容の客観的・体系的および量的な記述のための量的な記述のための調査技術[4]」を意味する。具体的には、ある研究課題について、①課題の解明のために必要な分析対象・範囲を選択する、②解明されると推定される結果を仮説として提示する、③仮説を検証するためのフレームワークを設ける、④そのフレームワークに則って、対象となるメッセージを分析し、仮説の妥当性を検証する、という手順をとる。

上記の①については、(2)で既に提示したので、次項では②と③を提示することとする。

2．仮説とフレームワーク

(1) 仮説とその根拠

【仮説：『朝日』の社説は、量的には『中日』と比較して相対的に少なく、初見の時期も遅い。質的には河口堰建設に関して反対もしくは凍結の主張を行っている。『中日』の社説は、量的には『朝日』と比較して相対的に多く、初見の時期も早い。質的には河口堰建設に関して賛成もしくは推進の主張を行っている。両紙とも社説の掲載本数が最も多いのは、1990年代前半（1990～95年）である。】

上記の仮説の根拠は、まず量的側面のうち掲載時期に関しては、筆者自身の個人的な経験による推論と先行研究に基づく。まず推論に関しては、①筆者は、河口堰建設が認可された1973年には既に小学生で、なおかつ河口堰に近接する岐阜県西濃地域に在住していたにも拘わらず、建設問題そのものを初めて認識したのは、東京に在住し、大学四年生であった1988年のことであること、②翌89年に名古屋のテレビ局に就職し、間接的にではあるがマスメディア内部で河口堰問題への取材・報道の実態を垣間見て、89年からテレビ局を退職する94年末までは頻繁に報道がなされていたこと、③95年の運用開始後は同問題に関する報道が激減した印象を有していること、による

[4] [Berelson:1952]

ものである。一方、先行研究に関しては、社説ではなく一般記事本数についての経年変化として、88年＝131本、89年＝209本、90年＝1972本、91年＝1458本、92年＝1504本、93年＝1510本、94年＝1463本、95年＝1278本、96年＝401本、というデータがあり[5]、社説も同様の傾向を示していると考えられるためである。

次に両紙の掲載本数ならびに初見時期に関する相対的比較に関しては、両紙の販売地域の相違に基づく推論に基づいている。すなわち、『朝日』は販売地域が全国であり、社説で取り上げられる論点は、主な販売地域が東海三県である『中日』と比較して多様であると考えられるため、掲載本数は少ないと推測される。また初見時期に関しても、全国紙である『朝日』が一地方の問題を社説で取り上げるのは、その問題が個別的・特定的なものにとどまらず、全国的な問題として一定の普遍性を有しているか、もしくは全国的に注目されていると判断される場合であり、そうした制約がない『中日』よりも遅くなると推測されるのである。

一方で質的側面に関しては、第一に、本多勝一が述べているように[6]、全国紙は外国の問題や特定地域の問題に関しては批判的な視点から報道する一方で、政府や政治経済体制を根本的に揺るがすような問題に関しては決して批判を行わず、また地方紙は外国の問題や「中央」の問題は批判的な視点から報道する一方で、当該地域の政治経済体制・状況を根本的に揺るがすような問題は批判しないと考えられ、従って、名古屋を中心とする中部政財界が推進する河口堰建設に関して、『中日』は同政財界と密接な関係にある[7]ことから、賛成もしくは推進の主張を展開していると推測されるのである。また『朝日』に関しては、第一で挙げた理由に加えて、同紙が他の全国紙と比較して、政権与党の政策に対して批判的な主張を行うケースが多いという個人的印象から、建設に関して反対もしくは凍結の主張を展開していると推測されるのである。

(2) 検証のフレームワーク

解明すべき課題と仮説でも明示したように、量的側面と質的側面の両面を検証する必要があるが、両紙ごとに量的側面と質的側面のマトリックスを作成する形で行うことにする。具体的には、まず年度別に掲載本数をカウントした上で、各社説の内容を、①建設（もしくは運用）に賛成、②建設（もしくは運用）に条件付き賛成＝推進、③両論併記、④建設（もしくは運用）に反対、⑤建設（もしくは運用）を凍結、⑥論点の列挙など賛否に触れない、に分類することとする。この分類にあたっては、各社説

---

5 ［公共事業とコミュニケーション研究会：2002］p.47の図1-1のデータに基づく。

6 ［本多：1984］

7 たとえば、大島宏彦社主（元会長）は名古屋商工会議所の副会頭を務めるなど、歴代の社主は名古屋財界の首脳としての役割も担った。

のテクストを解読・解釈するわけであるが、特に定式化された基準を用いるのではなく、一つ一つの社説を具体的・個別的に読み解いて判断を行うこととする。

3．検証

(1) 量的側面

量的側面に関する仮説は、先述の通り、①『朝日』は『中日』よりも掲載本数が少ない、②『朝日』は『中日』よりも初見の時期は遅い、③両紙とも社説の掲載本数が最も多いのは 1990 年代前半（1990～95 年）である、というものであった。そこで、両紙における河口堰問題に関する社説の掲載年度と本数をまとめた結果（【表１】参照）、①・②とも正しかった。また③についても、1990 年代前半に掲載された本数の全体に占める割合は、『中日』が 76.9%（13 本中 10 本）、『朝日』が 54.5%（11 本中 6 本）といずれも過半数を占め、他の時期に比較して圧倒的に多いので、正しかった。

また、仮説に関する以外の特徴としては、①『中日』は、78 年・79 年と２年連続して取り上げたあとは 10 年間まったく取り上げておらず、また運用開始後もまったく取り上げていない、②『朝日』は運用開始後も取り上げている、という点を挙げることができよう。

【表１】

『朝日』

掲載年	本数
1989	1
1990	2
1993	1
1995	3
1996	1
1998	1
2000	1
2005	1
計	11

『中日』

掲載年	本数
1977	1
1978	1
1989	1
1990	2
1991	1
1992	1
1993	1
1994	4
1995	1
計	13

(2) 質的側面：『朝日』

質的側面に関する仮説については、両紙それぞれについて掲載年度の早い順から、タイトルと内容を個別に検証することで、その正否を問うこととする。なお、検証に

あたっては、まず対象とした社説の掲載日時・タイトル・本文（ゴシック体で表記；河口堰に直接関係しない部分については省略）を示し、その後に内容分析の結果を記すこととする。また、肩書き・団体名などはいずれも掲載当時のものをそのまま用いている。まず『朝日』については、下記の通りである。

① 1989（平成元）年10月27日：「長良川河口堰は必要なのか」

【本文】

長良川河口堰（せき）の建設が本格的に始まった。建設省が構想を明らかにしてから約３０年。基本計画の閣議決定から２１年。絶えることなく続いてきた「建設反対」の声を押し切っての着工である。 その後も反対運動が盛り上がっているのは、納得できる説明が行われていないからだろう。時期をやや失したことは承知のうえであえて問いたい。激動の４半世紀を経過したいまも、河口堰は本当に必要なのか。

河川の人工的管理が進むわが国には、本流にダムのない川は四国の四万十川、北海道の釧路川、そして長良川ぐらいしか残されていない。長良川は数少ない「川らしい川」なのである。その意味で、この川は流域住民の誇りであり、自然の価値を見直し始めた国民の共有財産ともいえるだろう。その長良川に堰をつくるからには、よほどの必要性がなければなるまい。

堰建設の大きな目的が利水にあることは、１５００億円にのぼる事業費のうち６３％を愛知、三重両県と名古屋市の利水３団体が負担することでも明らかだ。治水費は残る３７％で、これが国の負担分である。つまり、河口堰は３つの自治体と国の共同事業であり、水資源開発公団は工事の担当者ということになる。問題なのは、共同事業者の自治体にとって、堰建設が重荷になってきたことだ。長良川の河口に幅６６１メートルの長大な堰をつくり、上流に水をためる。利水団体の２県１市は事業費を支出する代わりに毎秒２２．５トンの水を取り、工場や家庭に売って収支を合わせることになっている。ところが、高度成長期に予測した水需要はその後、節水技術の進歩や産業構造の転換などによって、大幅な下方修正を迫られた。たとえば、三重県が河口堰事業につぎこむカネは最終的には８００億円に達するといわれるが、そうして得た水が売れる見通しはほとんどない。自民党三重県連はたまりかねて党本部や関係省庁に「堰建設の延期または中止」を求めたほどである。愛知県や名古屋市は三重県ほど深刻ではないが、水余りであることに変わりはない。最後のツケを支払わされるのは住民である。いまからでも遅くはない。利水団体は水需要と収支の見通しを公表し、堰建設の是非について、住民の判断をあおぐべきではないか。

建設省や公団は「堰建設の最大の目的は治水だ」と説明している。長良川はしばしば大洪水が発生し、１３年前にも決壊した。たしかに安全な川とはいいがたい。洪水を防ぐには、堤防をかさ上げしたり、川幅を広げればいいが、これだと、川沿いの土地や家屋が犠牲になる。そこで、河床をしゅんせつする方法を選んだ。ところが、河床をさげると、海水がそ上して塩

害が生じる恐れがあるので、堰をつくって塩水を遮断しようというわけだ。だが、堰をつくれば水をせき止め、かえって洪水の危険がますのではないか、といった様々な疑問が反対派の人たちなどから繰り返し出ているのも事実である。洪水対策には流域住民の生命財産がかかっている。こうした疑問を解消しないまま、堰建設を強行しても住民の不安は消えないだろう。

アユやサツキマスなど豊富な生物に恵まれた長良川の特色が、堰建設によって失われていく意味は重い。自然と治水が共存する第3の道はないのだろうか。そのためにカネが余計にかかっても、いまの日本なら十分に対応できるはずだ。長い目で見て、工事を急ぐのは得策ではないと思う。

【検証】

文頭からも明らかなように、建設の本格化に伴って掲載されたものである。文脈は、「建設開始とこれまでの経緯→河口堰の必要性についての問題提起→長良川の特質の説明→利水目的の説明と問題点の紹介→建設の是非に関して住民の判断を仰ぐべきとの提言→河口堰による治水効果への疑問の提示→工事を急いで進めることへの疑問の提示」となっている。また論旨は、「全国でも数少ないダムのない川であるとともに、豊富な生物に恵まれた長良川に河口堰を建設するにはよほどの必然性がないといけないが、堰建設の本当の目的とも言える利水に関しては水余りであり、治水についても堰建設がかえって逆効果になる可能性もある。したがって、堰建設を強行するのは良くない」とまとめることができよう。

文面には、いたる箇所に建設推進に疑問を呈する表現が見受けられる。第一段落では、「絶えることなく続いてきた「建設反対」の声を押し切っての着工」と「その後も反対運動が盛り上がっているのは、納得できる説明が行われていないからだろう」という表現で、間接的ではあるが建設開始への疑問を示している。第二段落で、全国でも希少な長良川のようなダムのない川について、「流域住民の誇りであり、自然の価値を見直し始めた国民の共有財産」とプラスの価値評価を行ったうえで、「その長良川に堰をつくるからには、よほどの必要性がなければなるまい」として、必要性の根拠に高いハードルを課しており、これも間接的な疑問の提示といえよう。そして第三段落では、利水面における根拠の脆弱性に関して、水余りの具体的なデータを示すと同時に、与党である自民党の地元関係者までもが堰建設の延期・中止を求めているというエピソードを紹介し、最後に「最後のツケを支払わされるのは住民である。いまからでも遅くはない。利水団体は水需要と収支の見通しを公表し、堰建設の是非について、住民の判断をあおぐべきではないか」として、直接的に堰建設をいったん中止するように求めている。第四段落では、長良川の治水の必要性を認めつつも、堰による治水効果に関して、「堰をつくれば水をせき止め、かえって洪水の危険がますの

ではないか、といった様々な疑問が反対派の人たちなどから繰り返し出ているのも事実」であり、「こうした疑問を解消しないまま、堰建設を強行しても住民の不安は消えないだろう」として、間接的に建設に疑問を提示している。そして最後の段落で、自然保護の観点から「アユやサツキマスなど豊富な生物に恵まれた長良川の特色が、堰建設によって失われていく意味は重い」と間接的に疑問を示した上で、全体のまとめとして「長い目で見て、工事を急ぐのは得策ではないと思う」と直接的に建設推進に反対をしている。

この社説では、建設そのものに反対という表現や、そうしたニュアンスは見受けられず、あくまでも建設をこのまま進めることについて反対の姿勢を示しているのであり、したがって「⑤凍結」に分類されるべきである。

② 1990（平成2）年9月22日：「民意を反映した河川行政を」

【本文】

河川という言葉で思い浮かべるものは、人によってさまざまだろう。水害の危険をなくしてと願う人、水不足の心配から解放されたい人、開発などで急速に失われる河川の豊かな自然環境を惜しむ人。それぞれに大切な課題である。しかし、この治水や利水、さらに人間らしい生活の基礎となる自然環境の保全が相対立するように見える場合も少なくない。どのように調和を図っていくべきか。

建設省と水資源開発公団が進めている長良川の河口堰（ぜき）建設事業は、このような問いかけに十分答えないまま、工事を強行してしまった点に問題がある。川に関心を持つ人たちの間から、異議や反論が続出したのは当然だろう。

本流にダムのない長良川は、わが国に残された数少ない「川らしい川」として知られる。その河口に１５００億円をかけて巨大な堰をつくる理由として、建設省は次のように説明してきた。（1）長良川の水害を防ぐには、毎秒７５００立方メートルの水を安全に流せるようにしなければならない（2）それには河床を掘り下げるしゅんせつが最適だが、そうすると海から塩水が逆流し、田畑に塩害が発生するので、堰で塩水をしゃ断する（3）堰の上流に淡水がたまるので、これを毎秒２２．５トン取水し、工業用水や生活用水として役立てる。

そこで、疑問がわいてくる。では、いまの長良川はどれだけの水を安全に流せるのだろうかーー。その流量いかんによっては、堰を築かなくても、河道の改修ですむかもしれない。あるいは、自然環境をそこなわずに塩水の逆流を食い止め、しかも、お金がそんなにかからない「もぐり堰」で代替できるかもしれないからだ。ところが、流量を算出する際に欠かせない河床測量の結果など、基礎的な河川情報を建設省が公開していない。いちばん肝心な点があいまいにされているのだ。建設省は今年２月、「流量は６４００立方メートル程度」と発表したが、第三者がこれを客観的に確認することもできないのである。長良川河口堰事業には、いわゆる

「よらしむべし、知らしむべからず」とでもいえるような、こうした例が実に多い。建設省や公団は「河口堰は不可欠」と主張する以上、それを裏付ける河川情報や資料を広く公開すべきだ。そうしない限り、「何か不都合があるのでは」と疑われても仕方があるまい。

長良川河口堰事業の問題点を調査していた学者グループの報告書に基づいて、日本自然保護協会がこのほど建設大臣らに意見書を提出している。この事業には分からない部分や環境への影響が懸念される部分が多すぎるので、いったん工事を中止し、これらを解明してから堰をつくるか、つくらないか、つくるとしたらどんな堰がいいか、判断してほしいという趣旨だ。もっともだと思う。環境影響評価もしていないのだから、工事の中断を求められても、やむをえないだろう。

長良川の河口堰問題は、いまや１つの河川にとどまらず、日本の河川はどうあればいいか、という議論に発展している。建設省は、人々が発する疑問や提案を正面から受け止め、新たな河川像や河川行政のあり方を考える機会として生かしてもらいたい。河川の持つ自然資源としての価値が、地球的環境保全の面からも見直されている。河川行政に寄せる新しい期待もまた大きい。百年の大計に立って、建設省の前向きな決断を望みたいものである。

【検証】

この社説が掲載された契機は、第五段落に記されている、日本自然保護協会による建設相らへの意見書提出であると考えられる。文脈は、「河川に関するさまざまな課題をどのように調和して解決すべきかという問題提起→河口堰建設の問題点の提示→建設省による河口堰建設の理由の紹介→建設省による説明への疑問の提示ならびに情報公開の姿勢への批判→自然保護協会による工事中止の意見書提出の紹介と意見書の趣旨への賛同の表明→建設省への提言」となっている。また論旨は、「建設省が示している河口堰建設の理由は曖昧な点が多くて疑問であり、自然保護協会の意見書の通り、いったん工事は中止するべきである」とまとめることができよう。

文面については、①と同様に建設推進に疑問を呈する表現が見受けられる。まず第二段落では、治水・利水と自然保護との調和について十分に検討せずに建設省が「工事を強行してしまった点に問題がある。川に関心を持つ人たちの間から、異議や反論が続出したのは当然だろう」として、直接的に工事強行に対して反対している。また第三段落で建設省による堰建設の理由を紹介した上で、続く段落では建設省による説明に関して、「基礎的な河川情報を建設省が公開していない。いちばん肝心な点があいまいにされているのだ」「長良川河口堰事業には、いわゆる「よらしむべし、知らしむべからず」とでもいえるような、こうした例が実に多い」「建設省や公団は「河口堰は不可欠」と主張する以上、それを裏付ける河川情報や資料を広く公開すべきだ。そうしない限り、「何か不都合があるのでは」と疑われても仕方があるまい」と、立

て続けに建設省による説明への疑問の提示ならびに情報公開の姿勢への批判を行うことで、間接的に建設推進に疑問を提示している。さらに第五段落で工事中止を訴える自然保護協会の意見書について、「もっともだと思う。環境影響評価もしていないのだから、工事の中断を求められても、やむをえないだろう」と支持を表明し、直接的に工事中止を求めているのである。また最後の段落では、「河川の持つ自然資源としての価値が、地球的環境保全の面からも見直されている」と自然保護の重要性に触れた上で、「百年の大計に立って、建設省の前向きな決断を望みたいものである」としていることから、間接的に工事中止を求めていると推察される。

一方で①と同様に建設そのものに反対という表現はないことから、この社説も「⑤凍結」に分類されるべきである。

③ 1990（平成2）年12月19日：「堰の影響調査は徹底的に」

【本文】

建設をめぐって賛否が対立している長良川河口堰（ぜき）問題について、北川環境庁長官が環境保全の立場から追加的な調査を求める見解を発表した。閣議決定に基づいて進行中の事業に対して、きわめて異例の表明だ。せんじつめると、この事業は環境保全の努力が不十分であり、かんじんの治水と利水の面からも不安や疑問があって行政への信頼を失わせている――と長官見解は述べている。国民的な関心に積極的にこたえたものというべきだろう。事業の責任者である建設省は、この見解に込められた真意とその背景を前向きに受け止めてほしい。この先の工事は、見解でも指摘された多くの疑問を十分解くことが前提となろう。少なくとも急ぐべきではない。

長官見解の柱は2項目から成る。その1は、建設省や水資源開発公団に対し、追加的に堰の上下流の水質や魚類の生息への影響などを調べることを提案している。そして、その結果を、地域住民や関係自治体に説明して、その意見を十分反映させた環境保全策を求めている。これまでの環境調査がきわめて不十分なものであることは多くの専門家が認めており、追加調査の実現は当然だと思う。しかし、たとえば水質影響調査ひとつを取り上げても、専門家の話では最低3年間の調査期間が必要だ、という。建設工事がこのままのペースで進めば、河口堰は4年後に完成する。追加調査の結論が出るころには、堰はほとんどでき上がってしまっている。こうしてみると、形ばかりの追加調査であっては、大方の納得はえられない。調査は広く徹底的に行われなければなるまい。

長官見解はその2で、「利水の必要性についての疑問や洪水時・高潮時にかえって災害を生じさせる恐れはないかとの不安を抱いている住民もいる」と指摘している。そのうえで「堰の必要性や安全性について、建設省と公団がより十分な説明を行い、行政への信頼が確保されるよう一層努力されることを強く希望する」と言っている。長良川河口堰をめぐるさまざまな

疑問や不安に答えないまま河口堰建設を推進してきた建設省の河川行政を、環境庁長官の立場からせいいっぱいの表現で批判したものとみることができよう。

確かに、流域には治水のために河口堰建設を急いでほしい、という声はある。長良川はこれまでに何度も決壊したことがある危険な川だ。しかし、河口堰に不安を感じる人々もまた多い。岐阜、三重、愛知３県の住民を対象に朝日新聞社が行った電話調査では、河口堰の建設によって長良川は「安全になる」１７％に対し、「危険になる」２３％、「変わらない」２３％という結果も出ている。

いったい、河口堰は治水にどれだけ役立つのか。他の治水策はないのか。水余り気味のこの地域に当初計画ほどの大量の水需要があるのか。自然環境への影響だけでなく、基本的に数多くある不透明な部分に長い間、説得力ある答えがなかったことが事態をこじらせている最大の原因だ。本来なら、堰建設の是非やいくつかの選択案の検討を含めた総合的な環境影響調査を行うべきところなのである。建設省や公団は、長官見解の背後にある環境保全への世界的関心の広がりにも目を配ってほしい。河川行政が果たしてきた役割は大きい。実績もある。技術も高い。長良川河口堰問題は、地球的視野の「環境の時代」を迎えて、新たな河川像とそれを実現する行政のあり方を打ち立てる絶好の機会だと思う。

【検証】

この社説が、北川環境庁長官の見解を受けたものであることは冒頭文から明らかである。文脈は、「北川長官の見解紹介ならびにそれへの支持と工事推進への反対表明→長官見解の詳細な紹介とその意義の解説→河口堰建設による治水効果に関するアンケート結果の紹介→建設省・公団のこれまでの対応の批判・要望」となろう。また論旨は、「北川長官の見解が指摘しているとおり、これまでの環境調査は不十分であり、工事を急ぐことなく、徹底的に調査を行うべきである」とまとめられよう。

文面については、基本的に①・②と同様に建設推進に疑問を呈する表現が見受けられる。第一段落では、北川長官の追加調査を求める見解を「国民的な関心に積極的にこたえたもの」と評価した上で、「この先の工事は、見解でも指摘された多くの疑問を十分解くことが前提となろう。少なくとも急ぐべきではない」と、工事推進の前提条件として疑問の解明を求めている。第二段落でも、「追加調査の実現は当然」とするとともに、このままの建設のペースでは追加調査の結果が出る頃には堰はほぼ完成してしまうので、「形ばかりの追加調査であっては、大方の納得はえられない。調査は広く徹底的に行われなければなるまい」と、直接的な表現は避けながらも、工事を凍結ないしスピードダウンさせて、追加調査を優先すべきことを主張している。そして第三段落と第五段落では、さまざまな疑問を無視して堰建設を推進してきた建設省の姿勢を批判している。その一方で、堰の建設中止に関しては、これまでの文脈と第

五段落で「本来なら、堰建設の是非やいくつかの選択案の検討を含めた総合的な環境影響調査を行うべきところなのである」と述べていることから、否定的な見解を示している。

以上のことから、この社説も「⑤凍結」に分類されるべきである。

④ 1993（平成5）年12月24日：「河口堰はいま立ちどまるとき」

【本文】

幅広い建設反対運動が起きている長良川河口堰（ぜき）をめぐり、五十嵐建設相が、完成後の堰の使用について「白紙」の姿勢を示した。来年度一年かけて環境や防災、塩害の面から調査したうえで、どう使用するか決めたい、という。千五百億円かける堰本体の工事の進ちょく率は、今年度末には九五％に達する。最終年度の来年度も建設費を予算要求するとの方針は変わらないものの、そこで一歩踏みとどまろうとする姿勢は、これまでの自民党政権に比べ大きな変化である。細川首相が国会で工事継続をすでに表明した後だけに、建設相としては、ぎりぎりの判断と言ってよいだろう。

大規模な公共事業がいちど動き出すと、役所はその後の社会経済情勢の変化にもそっぽを向いたまま、完成までひたすら予算も工事も継続するのが常である。無用な公共事業が完成前に凍結されたきわめてまれな例としては、宍道湖・中海の淡水化事業がある。一九八八年に総事業費の六九％を投入したところで、政治決断によってストップした。　長良川河口堰の場合は、建設省が構想を明らかにしてから三十四年、基本計画の閣議決定からは、すでに二十五年になる。河口堰が、いま、なぜ必要なのか。住民たちの疑問は、時間の経過とともに、むしろ膨らんできたと言えるだろう。

もともとは利水が目的だった。ところが構想から二十年もたったところで、三重県が「水需要が見込めない」と言い出し、自民党県連も事業の見直しを求めた。いま思えば、ここが計画の最初の転換点だったが、そうはならなかった。その後は、治水が最大目的だ、と建設省や水資源開発公団は言い出した。洪水予防に河床をしゅんせつすると、海水が川をさかのぼって塩害が生じるので、堰をつくって塩水を遮断する、というのだ。だが、堰に反対する住民は、堰でなくても塩害は克服できるし、建設省がいうように上流地域にまで大規模な塩害が発生することはおそらくない、と主張する。堰をつくると、かえって水位が上がり、危険が増すのではないかと心配する声は、推進派の人たちからさえも聞かれる。さらに談合疑惑まで浮上した。住民たちのこうした疑問や不安に耳をかさず、関係資料などを積極的に公開もしない行政当局の姿勢が、問題をいっそうこじれさせてきたことは否定できまい。本流にダムのない長良川は日本に残された数少ない「川らしい川」である。その自然環境を壊してつくる河口堰の必要性について、住民たちを納得させる十分な説明がなされないまま押し進むのは、賢明な選択とは言えない。

政治家と官僚と業界とが結びついたこれまでの公共事業のあり方が、厳しく問われている時代だ。今回の建設相発言が、ことばだけのもので終わらぬようにしてもらわなければならない。五十嵐建設相は、二十年、三十年にわたる長期の大規模公共事業について、計画規模や利用方法を見直すための機構の創設を打ち出している。細川首相も基本的に了承ずみだという。河口堰についての来年度の環境、防災面などの追加調査は、この見直し機構と関連させてきちんと位置づける必要がある。調査費用を建設費とは別に予算要求すべきだろう。調査の公開はもちろんのことだ。河口堰問題を、公正で実効のある見直し機構をめざす第一歩としてもらいたい。

【検証】

この社説が、五十嵐建設相による堰完成後の使用に関する「白紙」表明を受けてのものであることは冒頭文から明らかである。文脈は、「五十嵐建設相による表明の紹介と評価→日本の公共事業の特質と問題点→河口堰の経緯と問題点→追加調査のあり方についての提言」、また論旨は「五十嵐建設相による堰完成後の使用白紙という姿勢は評価すべきであるとともに、これまでの日本の公共事業ならびに河口堰建設の経緯を考えると、工事継続については慎重であるべきだ」となろう。

文面については、すでに工事の進捗率が 95%に達したうえ、最終年度も工事継続の方針が示され、堰の完成そのものが避けられない現状を前に、これまでとは異なり、建設そのものを凍結もしくは慎重に進めるべきとの表現は見当たらない（第三段落で「住民たちを納得させる十分な説明がなされないまま押し進むのは、賢明な選択とは言えない」とあるが、これは建設か運用のどちらを「押し進む」のが賢明でないか文脈からも明瞭ではない）。その一方で、堰完成後の使用については、五十嵐建設相の「白紙」という姿勢に対して、第一段落で「そこで一歩踏みとどまろうとする姿勢は、これまでの自民党政権に比べ大きな変化である」「建設相としては、ぎりぎりの判断と言ってよいだろう」、第四段落で「今回の建設相発言が、ことばだけのもので終わらぬようにしてもらわなければならない」と、消極的な表現ながら評価をしている。

したがって、この社説も「⑤凍結」に分類されるべきである。

⑤ 1995（平成 7）年 1 月 7 日：「長良川にも「成田方式」を」

【本文】

推進論と反対論が渦巻いている長良川河口堰（ぜき）問題に、新しい動きがでてきた。野坂浩賢建設相が先月、現地視察後の記者会見で、「円卓会議」で円満な解決をはかりたい、と発言したからだ。今年四月に予定されている運用開始の延期もありうる、とも述べた。対立が険しいこの種の巨大公共事業について、根本にさかのぼって議論するのは、とても大切なこと

だ。建設相の発言はおそらく、成田空港の前例を念頭に置いてのものだろう。成田のような意義ある円卓会議が実現するよう、建設省は具体化を急いでもらいたい。

二十八年も対立を続けてきた成田空港問題は昨年十月、和解に向けて一歩踏み出した。それを促進したのが、有識者グループを中心とする「円卓会議」だった。それに先立つシンポジウムを含めると約三年にわたり合計二十七回も開かれた会議は、次のような特色をもっている。運輸省と反対派が三人ずつの有識者を選んで、座長グループを委嘱。この人たちが中立を宣言して会議を主催する。進行とともに権威が高まり、はじめは絶望的とみられた合意形成が可能になっていく。決裂してすべてがゼロにならないように、多数決で決することは避け、全体で一致したものは成果として残しながら、少しずつ前進した。そして、政策の変更と新しいルールにたどりついたのだ。会議終結のさいに発表された有識者グループの所見は、こう結ばれている。「現代のわが国が各分野で抱えるこの種の困難な問題の解決のために、この地において関係者とともに苦労した成果が、良き先例として生かされることを強く希望したい」

もちろん成田空港と長良川河口堰は、置かれている事情がかなり違う。しかし、問題解決のために「ボタンのかけ違いを修復する場」として、「成田方式」は長良川でも有効だと思われる。建設相の発言に対し、河口堰に反対する市民グループは受け入れを表明し、会議の進め方やテーマ、さらには座長候補などについて具体的に提案している。 建設省事務当局は突然の発言に戸惑っているようだが、受けて立つべきだ。強行するより話し合い解決の方がこれからの日本にとって大きな遺産になる、と建設相は述べている。円卓会議を運用開始のための単なる儀式にしてはならない。

長良川河口堰は二十六年前に閣議決定され、その後、地域の水需給は大きく変わったのに六年前に着工された。約千五百億円かけた堰本体はほぼ完成し、環境、防災、塩害面の調査が実施されている。四月に予定通り運用を始めるかどうか、また一千億円以上もかかる導水事業をどうするか、注目されている。

日本の大型公共事業には、情報公開や民主的手続きが欠けているとか、真の環境影響評価がないとか、批判が強い。とくに、いったん決定されると事情が変化しても計画を改めない官庁の硬直的な姿勢が問題になっている。その代表がダム開発だ。こうした問題を解決するため、五十嵐広三官房長官は建設相当時、公共事業のチェック機構の創設を検討したこともあった。それを実現しようと動いている人たちもいるが、すぐには間に合わない。もし、成田空港に続いて長良川河口堰でも円卓会議ができ、それが機能すれば、日本の公共事業のあり方全体に良い影響が期待できる。村山内閣にはぜひ、決断してもらいたい。

【検証】

この社説が、野坂建設相による円卓会議での河口堰問題解決という提案および運用開始延期の可能性示唆を受けてのものであることは第一段落の記述で明らかである。

文脈は「円卓会議での解決ならびに運用開始延期の可能性という建設相の発言紹介と評価→成田方式の円卓会議の説明→反対派による円卓会議受け入れ表明および提案の紹介と建設省への受け入れ呼びかけ→河口堰の現状と課題の紹介→これまでの公共事業の問題点と円卓会議の意義の説明」、論旨は「河口堰問題でも成田方式の円卓会議を開催するという野坂建設相の提案は、今後の公共事業のあり方全体にも良い影響が期待できるので、政府・建設省は受けて立つべきである」となろう。

文面を見ると、建設および運用に関する態度を表明している文言は、直接・間接を問わずに見当たらない。円卓会議の開催を受け入れるよう建設省に求めているのみである。

したがって、この社説は「⑥論点の列挙など賛否に触れない」に該当すると言える。

⑥ 1995（平成7）年4月5日：「長良川の清流を保つために」

【本文】

四月一日に予定されていた長良川河口堰（ぜき）の運用が、延期された。野坂浩賢建設相が先週、「決定を五月二十日ごろまで延期し、賛否両派による円卓会議と魚類への影響調査を続ける」と発表したからだ。この判断を歓迎する。河口堰建設に批判的だった社会党閣僚ならではの決断だろう。

われわれは今年はじめ、成田空港問題で大きな役割を果たした「円卓会議」を長良川でも開くよう求めた。建設省事務当局が重い腰をあげ、三月十二日から四回開かれたが、論議が尽くされたとはいえない。成田の円卓会議では、推進、反対両派が有識者の座長グループを選び、期限を切らずに納得のいくまで話し合った。それに比べ長良川では、建設省の調査委員会の委員たちが座長をつとめ、三月末までに終わらせようと急いだきらいがある。にもかかわらず、反対派の提案した「地震調査の追加」や「耐震堤防への変更」については、推進派の地元町長も合意するなど、それなりの成果があった。座長もつとめた調査委員は「円卓会議は単なる儀式であってはいけない。議論を詰めれば歩み寄れる」と語っている。建設省は、この発言を重く受け止めるべきだ。会議の再開にあたっては、できるだけ成田方式にならうよう望みたい。まず、法律や経済の専門家を座長団に加えることだ。河口堰の是非の判断には水需要の見通しなどの検討も必要なのに、現在の調査委員には自然科学系の学者しかいない。

そもそも長良川河口堰は、高度成長期に工業地帯への給水を主目的に計画された。予測がすっかり狂い、いますぐ取水を始めなければならぬほどの需要はない。また、洪水防止に必要とされるしゅんせつは、堰を開いたままでも作業ができる。運用開始を急ぐ理由はないのだ。時間をじっくりかけて、今後のモデルになるような、しっかりした議論と調査をしてもらいたい。

いま全国では、北は北海道の千歳川放水路から南は熊本県の川辺川ダムまで、二十近い水

源開発地やその予定地で反対運動が起きている。なかでも、徳島県の西南端にある木頭村（きとうそん）は、昨年末に「ダム建設阻止条例」を制定した。村内に計画されている細川内ダムの建設を許せば、清流と森林が失われ、安全で快適な村民の生活が脅かされる、と考えてのことだ。条例は、村長が事業者に建設中止を勧告できることや、ダム予定地の地主が所有地を譲渡するときは事前に村長に届け出なければならないこと、を定めている。

現在は、国の巨大事業に対して地元自治体や市民が対等に話し合えるルールがない。各地で「円卓会議」を開こう。公開の議論に応じてこそ国民の広い支持も得られる、と建設省は知るべきである。建設省に望みたいのは、過去のいきさつやメンツにとらわれぬ柔軟な姿勢だ。ダム開発のような大型公共事業は計画から着工まで、場合によっては何十年もかかる。その間に経済情勢も国民意識も変化する。必要性が薄くなったダムは、計画を撤回する勇気をもってもらいたい。長良川河口堰が完成すると、三重県は巨額の工事費償還金を支払わなければならない。それなのに表立った反対の声が少ない理由を、ある県議は「建設省の意向にさからうと、ほかの事業で仕返しされるから」と語っている。このようなことが許されないのは当然である。

【検証】

この社説が、河口堰の運用開始延期を受けてのものであることは冒頭文から明らかである。文脈は「野坂建設相による延期発表の紹介と評価→円卓会議の紹介と批判・評価・提言→河口堰運用に関する紹介・提言→全国のダム建設反対運動の紹介→円卓会議開催の提言と建設省への要望」で、論旨は「運用延期という決定を評価するとともに、再開される円卓会議では、運用開始を急がなくてはいけない理由はないため、じっくりと科学的な視点から議論を尽くすべきである。また、全国各地でも同様の円卓会議を開き、不必要なダムは計画を撤回すべきである」となろう。

文面では、運用の延期を求める記述が目立つ。第一段落では、運用延期ならびに円卓会議と環境調査の続行という建設相の発表を「この判断を歓迎する。河口堰建設に批判的だった社会党閣僚ならではの決断だろう」と評価し、また第三段落でも「運用開始を急ぐ理由はない」と断言している。さらに運用開始と密接に関連する円卓会議についても、先述した第一段落の記述のほか、第二段落ではこれまでの円卓会議では「議論が尽くされたとはいえない」「三月末までに終わらせようと急いだきらいがある」と述べ、議論が不十分であるとしたうえで、今後のあり方についての提言を行うとともに、第三段落で「時間をじっくりかけて、今後のモデルになるような、しっかりした議論と調査をしてもらいたい」としている。

明確に凍結を表明しているわけではないが、延期を求めていることから、この社説は「⑤凍結」に分類されるべきと考えられる。

⑦ 1995（平成7）年5月23日：「一件落着とはいかない」

【本文】

野坂浩賢建設相が、この三月に完成した長良川河口堰（ぜき）の運用開始に踏み切った。堰建設の構想が公表されてから三十五年。堰を取りまく環境が大きく変わる中で、建設省の路線をそのまま追認したこの決定には疑問を感じざるをえない。

河口堰問題で明らかになったのは、これに関心を寄せる市民たちが国土全体とのかかわりの中で河川のあるべき姿を考えたのに対し、建設推進の建設省が個別の技術論に終始してきたことだ。問われたのは政治の決断だったが、これまでの歩みをふり返ると、政治は一貫して「官」の技術論を追認し、ふき出す矛盾の解決を先送りしつつ、その場その場をしのいできた、と言わざるをえない。自民党の一党支配が終わって誕生した社会党閣僚の時代こそこれまでの流れを変える好機だったが、野坂建設相もできなかった。せっかく開いた「円卓会議」での論議も尽くされないままの見切り発車である。今回もまた、先送りされた問題はあまりに多い。

一例を紹介しよう。長良川河口堰の建設事業費のうち六三％は、ここから毎秒二十二・五トンの水をとる愛知、三重両県と名古屋市の利水三団体が負担する。これから、その負担金の支払いが始まるが、その総額は千六百億円を超えるとみられる。利水三団体はこの水を売って収支の均衡をはかることになるが、水を売るには導水管を敷設しなければならない。これには、おそらく数千億円の巨費を投じなくてはならないだろう。利水団体にとって頭が痛いのは、実はその水を売るメドがほとんど立たないことだ。二十二・五トンのうち、利水計画があるのは三・八三トンだけである。それも、ずいぶん無理な計画であることは、河口堰から八十キロも南にある、沢水が豊富な山村にまで水を売りつけようとしたのが明るみに出たことでも分かる。さらに、七年後には徳山村を廃村に追いこんだ巨大な徳山ダムが完成し、ここから毎秒十五トンの水が供給される。長良川河口堰、その他のダムを合わせると、新たに供給される水は約四十六トン。二百万都市名古屋の水使用量が真夏のピーク時で二十トンにとどかないから、膨大な量である。明らかに、供給過剰だ。関係自治体は水道料金の値上げ、一般会計による赤字の穴埋めなど、将来にツケを転嫁することによって、この事態を乗りきらざるをえないだろう。無責任な話ではないか。

全国の河川をとりまく自然環境、社会環境は激変している。各地の水需要計画は次々に下方修正を迫られ、利水面からのダム必要論は崩れた。治水面から見ても、水源地の森林の荒廃、あるいは遊水池や水田の減少、流域の全域で進む開発などによって、河川への負担は強まるばかりだ。ダムをつくって、これに対処しようとすれば、ダムを際限なくつくり続けなければならず、国民はその費用を背負い続けることになるだろう。　山岳地帯から河口までの総合的な政策を打ち出し、流域全体の水環境を改善することが急務である。川が病んでいたら、病の根を絶たなければならない。

社会党の野坂建設相はかつて、河口堰建設中止を求める署名をしたことがあるが、運用開

始を告げる場で、「あれは廊下の立ち話で、水質が悪くなると聞き、署名したものだ」と反省した。お粗末な話だ。河口堰は運用されても、一件落着したとはとても言えない。

【検証】

この社説が、野坂建設相による河口堰本格運用開始の発表を受けてのものであることは冒頭文から明らかである。文脈は「建設相による運用開始発表の紹介と批判→官僚に追随した政治家への批判→先送りされた問題としての利水計画および水供給過剰問題の紹介と批判→河川行政への批判→建設相の批判」、論旨は「建設相による運用開始発表は、建設省など官僚による矛盾先送りの姿勢を追認したもので、ずさんな利水計画や水供給過剰問題などの課題も残っており、疑問である。またダム建設を中心としたこれまでの河川行政も転換すべきである」となろう。

文面では、運用について明確に賛否もしくは推進・凍結を記した箇所は見当たらないが、運用開始の決定に関して、第一段落で「疑問を感じざるをえない」とし、第二段落では「せっかく開いた「円卓会議」での論議も尽くされないままの見切り発車」と批判的に記している。また最終段落では、野坂建設相の発言について「お粗末な話」と切り捨てている。

以上のことから、この社説は「⑤凍結」に分類しても良いのではないかと考えられる。

⑧ 1996（平成8）年5月22日：「長良川、満一年の憂うつ」

【本文】

長良川がもし声を出せるなら、多分、身の不幸を嘆くのではあるまいか。建設相だった野坂浩賢氏が河口堰（かこうぜき）の「本格運用」を決定してから、ちょうど一年になる。長良川の姿は、この間に確かに変わった。五月は、長良川の象徴ともいえるサツキマスが、肌を銀色に輝かせて海から上ってくるころだが、その数は激減している。 「昨年は例年の三分の一しか上ってこなかった。今年はもっと悪く、昨年の六割程度にすぎない」。堰上流の専業漁師、大橋亮一さんはつぶやく。

日本自然保護協会が先ごろまとめた報告書では、川の流れはよどみ、水質が悪化している。昨年夏には水の汚れを示す藻類も発生した。シラウオは壊滅状態、ヤマトシジミは優良な漁場を失った。水資源開発公団は、「魚道を通る今年のアユは、昨年の倍だ」という。しかし、昨年は、例年の三分の一程度に過ぎなかったことを忘れてはなるまい。自然保護協会は「環境破壊はかなり深刻になるだろう」として、「運用の見直し」を訴えている。ゲートを開けることも検討すべきだというのだ。

他方、今のところ、失った環境と見合うだけの、あるいはそれを上回る利益があったとは

思えない。河口堰としては日本最大の開発水量毎秒二十二・五トンは、大半が今も使うあてはない。愛知県と三重県では、一千億円以上を投じて、水道用水の導水管建設が進められてはいる。しかし、この両県合わせて毎秒四トン足らずである。三重県では、毎秒一トンの水を運ぶのに、百キロの導水管を敷く。八百五十億円もの事業費はさすがにかかり過ぎだと、最近では既設の工業用水路を代用する案も検討され始めた。このこと自体、工業用水がだぶついている事実を示している。余った工業用水を有効利用すれば、水は決して足りなくはないのだ。関係自治体の利水負担金は、堰本体部分だけでも、金利を含めて千六百億円を超える。二十三年間の分割で、昨年度から支払いが始まったが、政府も自治体も、この額の大きさをもっと自覚すべきであろう。

もう一つの事業目的だった治水はどうか。洪水に備えて川をしゅんせつすると、海水が逆流して周辺に塩害を及ぼす。だから、堰で海水を防ぐ、というのが建設省の論拠だ。しかし、反対派は「塩害の恐れは薄い」と、今も反論し続ける。海水は以前、堰上流の中州まできて止まっていた。建設省は、昨年からその中州を削り出した。そして「海水はもう中州では止まらない。堰で止めるしかない」という。既成事実を積み上げての理屈だというべきだろう。

「河口堰の一年」が改めて思い起こさせるのは、いったん決まったら、時代が変わってもなかなか止まらない、日本の公共事業の硬直ぶりだ。山陰の中海でも、農地は余っているのに、中断していた干拓を来年度から再開しようとしている。「税金の無駄遣いはやめたい」。そんな思いから、超党派の「国民会計検査院・国会議員の会」がこのほど生まれた。二年前には、やはり超党派の国会議員による「公共事業チェック機構を実現する議員の会」ができている。二つの会が、合同で二十二日、「運用」決定から満一年の長良川を視察する。公共事業のありようを問い続ける巨大な記念碑を、しかと検証してほしい。

【検証】

この社説が、河口堰運用開始一年を受けてのものであることは、タイトルならびに第一段落の記述から明らかである。文脈は「河口堰運用一年が経過してサツキマスの数が激減したことの紹介→運用見直しという日本自然保護協会の提言の紹介→水供給過剰状況への批判→治水効果への疑問→日本の公共事業への批判と国会議員による視察の紹介」で、論旨は「運用開始から一年が経過して、サツキマスの激減・水質悪化など環境破壊が深刻化している一方で、水供給過剰による負担金や効果が疑問視される治水効果などの問題は残されたままである。議員視察団には堰運用のあり方をしっかりと検証してもらいたい」となろう。

文面については、第三段落で「今のところ、失った環境と見合うだけの、あるいはそれを上回る利益があったとは思えない」として、具体的には、利水負担金が一六〇〇億円を超えることについて「政府も自治体も、この額の大きさをもっと自覚すべき

であろう」と述べるとともに、治水に関する建設省の説明を「既成事実を積み上げての理屈」とするなど、政府・建設省などに対して批判的なニュアンスの表現が見受けられる。しかし、運用そのものに関しての賛否もしくは推進・凍結に直接的・間接的に言及した表現は見当たらない。

したがって、この社説は「⑥論点の列挙など賛否に触れない」に該当すると言える。

⑨ 1998（平成10）年9月16日：「長良川に税金が流れる　河口堰訴訟」

【本文】

長良川河口堰（ぜき）が完成して三年半たつ。堰が生み出した水の大半は、工業用水に回されるはずだった。だが、見通しは外れ、使うあてはない。水を売って、堰建設費に充てた借金を返すつもりだった愛知、三重両県の計算も狂った。結局、税金で補うしかない。そんな税金の無駄遣いは許せない。そう主張する市民グループが、愛知県の鈴木礼治知事を相手に、税金投入の差し止めを求める訴訟を名古屋地裁に起こした。三重県でも、提訴の準備をしている。両県の借金返済額は、金利を含め計約一千億円にのぼる。巨大な構造物が残した多額の借金は、だれがどう負担するのか。訴訟は、深刻な問いを突きつけている。堰建設費の多くは、水資源開発公団が郵便貯金などを原資にする政府の財政投融資（財投）から借りてまかなった。その借金を、両県が堰完成後二十三年間で、水を売って返すのが本来のルールだ。「水事業は独立採算」と、地方公営企業法や地方財政法で決められている。それなのに水が売れないので、両県は貸付金などの名目で税金を出して水事業会計を支える。返ってこないことを承知で出すもので違法だと、市民グループはいう。借金の返済を税金に頼らなければ、工業用水の大幅な料金値上げしかない。だが、この不況下、企業の納得を得るのは難しい。返済をやめれば財投に穴があく。どうしたらいいんだ。両県からはそんな悲鳴が聞こえてきそうだ。

いわぬことではない、といいたくなる。今日の事態を予想し、私たちは再三、事業の見直しを求めてきた。「長良川に税金が流れる」。行政内部にさえ、工業用水がだぶつくことを予測し、財政負担を心配する声があった。けれども、建設省や水資源公団は建設を推進した。「堰をつくってしまえば勝ち」といわんばかりだった。既成事実を積み上げ、引き返そうにも引き返せない状況をつくってきた行政や公団の責任は重い。やはり堰によって生み出された上水道用の水の一部を、両県は水道管を引いて使い出した。上水道には、ほかから水を回すこともできるのに、である。堰に利用価値があることを見せたいのだろう。ここにも、行政の硬直的な体質がうかがえる。

河口堰の建設で、環境は激変した。流れが分断された堰下流の川底には大量のヘドロがたまり、水質が悪化している。シジミ漁は大きな打撃を受けた。「天然アユがめっきり減った」と漁師は嘆く。堰の上流は水位が上昇し、野鳥の巣となるアシ原が少なくなり、風景は一変した。失われたものに比べ、得られた利益が釣り合うとは、とうてい思えない。河口堰問題は公

共事業のあり方を問う発火点の一つだった。出口を見つけるのは容易でないとしても、行政側は過去を反省し、ゲートを開けることも含め、いま一度、事業を再検討すべきではないか。

こうした採算性を度外視したような事業は、長良川河口堰だけではない。借金に依存し、瀬戸大橋や明石海峡大橋を造った本州四国連絡橋公団は、巨額の赤字を抱える。政府の肝いりで開発した北海道の苫小牧東部では、売れる見通しのない広大な土地が不良債権と化している。借金に安易に頼る事業はいつか、税金につけを回す。河口堰問題を公共事業を進めるうえの戒めとしなければならない。

【検証】

この社説が堰完成から三年が経過したことを受けてのものであることは冒頭文から明らかである。文脈は「堰建設による利水計画の破綻と住民提訴の紹介→住民提訴の背景ならびに具体的内容の紹介→これまでの建設省・公団の姿勢への批判→堰建設による環境悪化の紹介と解決策の提言→日本の公共事業の問題点の指摘」、論旨は「堰建設による利水計画は破綻しており、それに伴う巨額の借金の返済についても目途が立たない。こうした状況は完成前から予想できたことであり、行政の責任は重い。また堰建設によって環境も悪化しており、行政側はゲートの開門も含めて事業を再検討すべきである」となろう。

文面については、水供給過剰に伴う負担金の税金による補填や堰建設に伴う環境悪化を批判した上で、第三段落の最後で「行政側は過去を反省し、ゲートを開けることも含め、いま一度、事業を再検討すべきではないか」と述べ、運用の凍結を求めている。

したがって、この社説は「⑤凍結」に該当すると言えよう。

⑩ 2000（平成12）年07月13日：扇さん注目しています　長良川河口堰

【本文】

ダムのない清流として知られた長良川が、巨大な河口堰（かこうぜき）で閉め切られて、五年が過ぎた。この堰に対しては一九八八年の着工前から激しい反対運動が起こった。全国に広がった公共事業見直しの動きの口火であり、シンボル的な存在でもある。反対を押し切った建設省も、批判を無視できず、河川行政を変更しつつある。一例が、三年前の河川法改正だ。治水と利水だけだった河川管理の目的に「環境の整備と保全」を追加し、河川整備計画をつくる際、住民の意思を必要に応じて聴くことにした。だが、徳島県の吉野川可動堰をめぐる対応にみられるように、日本の河川行政は時代にふさわしい転換をとげたとはいい難い。欧米諸国では、ダムに頼らず、遊水池などを活用して流域全体で洪水の被害を少なくする河川管理が主流になっている。建設省には抜本的な発想の切り替えを求めたい。

それにしても、長良川河口堰は本当に必要だったのだろうか。堰の上流をしゅんせつしたので増水時の水の流れがよくなった。水道の供給という利水事業も始まった。環境への影響は軽微だ。そう建設省は説明する。これに対して、さまざまな人たちが異議を申し立てている。研究者や市民団体からは、生態系が大きく損なわれたという声が上がっている。日本自然保護協会は、地域の研究者たちと協力して調査をした結果、「天然アユや名産のヤマトシジミが減少し、堰の近くではヘドロの堆積（たいせき）もみられる」と指摘している。

環境の変化は、川の恵みで生計を立ててきた漁業者の被害につながる。影響が予測できないまま補償金を得て堰の建設を認めた人たちの中から、「補償金を返すから川を元に戻してほしい」という声も出ている。一方、水道を使う住民からは、川の末端にたまった水のせいか臭くてまずい、という苦情がきかれた。関係自治体の利水負担金が利子を含めて千六百億円にもなることも、大問題だ。水が足りないわけでもないのに、愛知、三重両県と名古屋市はこれを二十三年がかりで返済しなければならない。早くも、水道料金の値上げが一部の自治体で始まっている。値上げで賄うのが困難であれば、税金を投入するしかない。つけは今後長い期間にわたって住民にのしかかる。

堰の現状をめぐって、批判があり、見解が食い違っている以上、建設省は、研究者、市民団体、漁業者との誠意ある話し合いを始め、対応策をともに考えるべきだ。日本自然保護協会は、ゲートの全面開放による生態系の復活こそ理想だとしながらも、とりあえず、アユの仔魚（しぎょ）が海に下る時期や稚魚が川に戻る時期などにゲートを開けてはどうかと、現実的な提案をしている。こうした意見も参考になるだろう。公共事業への疑問や不信が、これまでになく高まっているときだ。はからずもこのポストについた扇千景建設相の対応を期待し、見守りたい。

【検証】

この社説が、堰完成五年を受けてのものであることは冒頭文から明らかである。文脈は「日本の河川行政の変化の紹介と提言→河口堰の必要性への疑問提示→堰建設による環境悪化・利水負担金問題の紹介→建設省への提言」、論旨は「建設省は発想を転換してダムに頼らない河川管理に移行すべきである。河口堰については、環境悪化・利水負担金といった問題が指摘されている以上は、関係者と誠意ある議論を行うとともに、一時的なゲート開放などの対応策を検討すべきである」となろう。

文面を見ると、第二段落で「長良川河口堰は本当に必要だったのだろうか」と問題提起を行ったうえで、環境悪化・利水負担金などの問題に関する建設用の見解と研究者らによる異論・反論を紹介し、そして最終段落で、「建設省は、研究者、市民団体、漁業者との誠意ある話し合いを始め、対応策をともに考えるべきだ」とし、その対応策について、自然保護協会の「アユの仔魚（しぎょ）が海に下る時期や稚魚が川に戻

る時期などにゲートを開けてはどうか」という提案を、現実的で参考になるものとして評価している。

すなわち、直接的には堰の運用の是非もしくは推進・凍結には言及していないものの、自然保護協会による「一時的凍結」という提案を評価していることから、この社説は「⑤凍結」に分類できると考えられる。

⑪ 2005（平成17）年05月23日：長良川堰１０年　この惨状をどうする

【本文】

三重県の長良川河口堰（かこうぜき）が２３日、使い始めて１０年になる。鵜飼（うかい）で知られる長良川は、大河川では珍しく本流にダムがない。「清流を守れ」と全国から反対の声が上がったが、当時の建設省が建設を強行した。結果はどうだろう。特産のヤマトシジミが取れた堰の周りは流れを遮られ、泥がたまっている。せき止めた水の利用はごく一部だけだ。国土交通省は「渇水の時などに役立つ」というが、１８００億円を投じるほどのことだったのか。

この１０年を振り返ると、事前の説明とは異なることが次々に起きた。水質悪化の目安となる植物プランクトンの量は、当初の予想を大きく超える。シジミは放流しても大半が死んだ。漁民は数年で放流をやめた。アユの漁獲量は半分以下になってしまった。「水質の変化は想定の範囲内。漁民には補償金を払っている」という国交省の説明は、強弁としか聞こえない。

せっかく大量に取れるようにした水のうち、使っているのは1割だけだ。それも水道用に限られ、工業用水には全く使われていない。「この地域が発展したら必要になる」と説明されていたが、１０年たっても、買い手は現れなかった。建設費のうち９００億円は愛知、三重両県と名古屋市が２３年ローンで支払う。しかし、工業用水が売れないため、一般会計の一部をローンの返済に回した。水道料金も上げざるをえなくなった。

もともと１０キロ上流に、土砂が川底にたまった自然の堰があり、海水がさかのぼって田畑にしみこむことを防いでいた。だが、洪水の時には、じゃまになる。自然の堰を壊し、代わりに造ったのが、ゲートを開閉できる河口堰だった。しかし、洪水と塩害を防ぐのなら、他に方法はあった。自然の堰をいじらずに堤防をかさ上げしてもよかった。自然堰を壊しても、その近くで塩害対策を講じればよかった。

結局、水を大量に使っていた６０年代の計画にこだわりすぎたのだ。古びた計画を８０年代に強行し、そのツケがいま回ってきている。長良川河口堰で批判された後、国は河川法を改めた。住民の参加や環境の保全を唱え、ダムの建設を中止し、川の蛇行も復元している。できるだけ自然をありのまま残そうというのだ。そうしたことは原点の長良川でこそ取り組むべきだ。まずはアユが川を上る春や下る秋にゲートを一部でも開けてみてはどうか。海水が上らない範囲なら、今すぐできる。

上流からの川の水と海水が混じり合う河口は魚や貝、野鳥の宝庫だった。ゲートを開け、堰の上流に海水を入れれば、それを一部でも回復できる。取水口を上流に移せば、利水への影響も少ない。ダムと違い、堰はゲートを機動的に動かせる。その機能を生かすべきだ。この惨状をできるだけ回復する。それは国交省の責任である。

【検証】

この社説が堰運用開始 10 年を受けてのものであることは冒頭文から明らかである。文脈は「堰運用による問題点の提示①水質悪化→問題点の提示②漁獲量の減少→問題点の提示③水供給過剰→問題点の提示④利水負担金→問題点の提示⑤自然堰の撤去→ゲート開放の提言」、論旨は「河口堰の運用開始強行から 10 年がたち、様々な問題が生じている。現行の河川管理の方針に則って、一時的にせよゲートを開放することが問題解決に繋がる」となろう。

文面に関しては、堰運用による様々な問題点を列挙するとともに、そうした問題点を生み出した原因についての解説にほとんどの分量を割いている。その上で問題点の解決策として、第五段落で「まずはアユが川を上る春や下る秋にゲートを一部でも開けてみてはどうか。海水が上らない範囲なら、今すぐできる」としたうえで、最終段落で「ダムと違い、堰はゲートを機動的に動かせる。その機能を生かすべきだ。この惨状をできるだけ回復する。それは国交省の責任である」とゲートの開放を求めている。

したがって、この社説は「⑤凍結」に分類できると言えよう。

(3)質的側面：『中日』

① 1977（昭和 52）年 10 月 1 日：「長良川を泥沼にしたくない」

【本文】

リード「長良川河口ゼキ問題は混迷を深めるばかりだ。本訴とは別に、新しい行政訴訟にまで発展した。あらゆる英知を集めて話し合おう。長良川を泥沼にしてはならない」

漁火（いさりび）のウ飼い絵巻を映す長良川が病んでいる。奥美濃の大日岳から伊勢湾まで百五十九キロ、その流域に一つもダムのない自然河川として知られている。

その長良川に河口ゼキを建設しようとしたことから、この美しい川は戦場となった。「長良川河口ゼキ建設差し止め訴訟」は、流域住民二万六千余人を原告とし、水資源開発公団を被告とするマンモス訴訟だ。いままでに三十三回の公判を重ねてきた。そのうえ、この二十八日、岐阜市などの住民六人が上松岐阜県知事を相手どって「河口ゼキ着工同意差し止めを求める」行政訴訟を岐阜地裁に起こした。長良川の熱い戦いは、新しい局面を迎える。

もともと、この河口ゼキ建設計画はさる四十八年七月の事業実施計画の認可で手続きを終わっている。法的にはいつでも着工できる体制にある。ただ実施計画に先立って、平野前知事と当時の柴田公団総裁の間に交わされた協定書に「本体工事の着工は県知事と協議したうえで行う」とある。つまり、知事の同意のないかぎり着工できないというこの協定書の一項が、反対住民側にとって最後の歯止めだ。

ここで気になるのは「ゴーサイン」をめぐる行政側のあいまいな態度表明だ。上松知事はさる二月の知事就任直後には「セキは必要なし」と発言しながら、四ヶ月後の六月には、必要論の方へ微妙に傾き、「十一月末までには決断する」とのべている。一方、蒔田岐阜市長も、さる九月十三日の市議会で「積極賛成」を表明しながら、一週間後には「条件付き賛成」と微妙に態度を変えている。これでは、住民側の「不安」を解消できない。

さらに微妙なのは、昨年九月の長良川決壊以降、急ピッチで進められている激特事業（激甚災害対策緊急特別事業）の関連工事だ。伊自良側を始めとする中小支流河川の堤防強化が進み、長良本流への排水機も増設されている。鏡島地区では引き堤がすでに完成している。これらの工事がすべて、河口ゼキ建設を前提として進められているといわれる。つまり、河口ゼキを本丸とするなら、外堀は着々埋められているわけだ。

さる六月、参院選時に行った本紙の世論調査では、建設賛成二十五．七％、反対九．五％に対し、「もっと研究して」が四〇．七％ともっとも多い。このことは、住民側にとって、なお不安が解消されていないことを、明らかに示している。

もちろん、「治水か非治水か」という学術論争は、法廷という場でも徹底的に煮詰められるべきである。それと同時に、もし行政側が建設推進に「確信」を持っているのなら、あらゆる手段を用い、英知を集めて、住民側の不安を解消することに努めねばならないと思う。行政トップの発言が、風にそよぐアシのごとく揺れ動くのでは、住民側の不安は消えない。

いずれにせよ、流域住民にとって、母なる川、長良川が泥沼となることは耐え難いことなのだ。

【検証】

この社説が、掲載前に新たに起こされた住民訴訟を受けて掲載されたものであることは第二段落の記述から伺える。また、文脈は「長良川の簡潔な紹介→住民による行政訴訟の動き→河口堰建設計画と現状の解説→行政側の曖昧な態度に対する批判→関連工事の進捗状況の紹介→世論調査結果による住民の不安感の紹介→住民の不安感を解消することを行政側に提言」と要約できよう。論旨をまとめるならば「新たな住民訴訟を受けて、行政側は住民の不安を取り除く努力をいっそうするべきである」ということになろう。次に文面を見てみると、建設に関して、「賛成」「反対」「凍結」といった明確な言葉は見あたらず、また何らかの具体的な条件を示しているわけでも

ない。

このように文脈・論旨・文面から見て、この社説は先述した内容の分類の「⑥論点の列挙など賛否に触れない」に該当するように思われる。しかし、より細かく文脈を検証してみると、まず第三段落の最後で「知事の同意のないかぎり着工できないというこの協定書の一項が、反対住民側にとって最後の歯止めだ」として、知事の判断の重要性を強調したうえで、第四段落では判断に関する知事の態度の揺れを批判し、第七段落で「もし行政側が建設推進に「確信」を持っているのなら、あらゆる手段を用い、英知を集めて、住民側の不安を解消することに努めねばならないと思う。行政トップの発言が、風にそよぐアシのごとく揺れ動くのでは、住民側の不安は消えない」としている。すなわち、中日新聞社としての建設に対する賛否については明示していないものの、「建設のカギを握る知事は、建設推進という態度を明確にして、住民の不安感を解消するべきである」という主張を行っているのである。したがって、この社説は⑥ではなく、「①賛成」に分類すべきであると考える。

② 1978（昭和 53）年 9 月 15 日：「『不安』を浮かべ川は流れる」

【本文】

リード「長良川河口ゼキ建設に十三日、事実上の「ゴーサイン」が出た。計画以来十八年ぶりに最大のヤマを越えたわけだが、この「見切り発車」に禍根を残さないか」

全長百五十九キロの流域に一つもダムを持たない優美な自然河川として知られる長良川。流域住民にとって、この母なる川が泥沼のような争いの舞台となったのは、十八年前に河口ゼキを建設しようとしてからだ。

「治水と利水のために河口ゼキは必要」とする水資源開発公団に対し、「生活を侵害し環境を破壊する」と主張する反対派住民は、真っ向から対立を続けてきた。それに、「建設差し止め訴訟」など二つの訴訟が加わって、混迷に一層輪をかけた。もともと、この建設計画は四十八年七月の事業実施計画の認可で、法的にはいつでも着工できる状態にあった。反対派にとって、唯一の歯止めは、平野・前岐阜県知事と当時の柴田公団総裁の間で交わされた協定書であった。「本体工事の着工には県知事の同意を必要とする」とい一項である。

十三日、岐阜県庁で開かれたトップ会談で、上松知事が山本公団総裁に対して出した「同意表明」がそれだ。この表明は事実上のゴーサインであり、テープカットということになる。ただこの会談が、反対派の座り込み、飛びかうヤジと怒号、機動隊導入という不穏な状況のなかで強行されたという事実は、この問題の前途をなお、象徴的に暗示しているようにもみえる。

上松知事の「決意」のよりどころはなんであったか。そのひとつは「論議はしつくした」という確信のようである。その根拠には、流域自治体である海津、平田両町議会の「同意議決」があるし、蒔田・岐阜市長の「条件つき同意」を取りつけた事実もある。第二点は、一昨年の

「安八災害」をきっかけとして、長良川をこのままにしてはおけないという危機感から、河床しゅんせつと河口ゼキ建設の一体論を一層深めたせいだといわれる。

それにしても、関連訴訟も終わらないのに、「なぜ、それほど急ぐのか」という疑問は素朴に残る。

これについて、上松知事は「建設は一刻を争う。これ以上この問題を放置するのは行政の怠慢だ」と強気に断言している。そこには「不抜の理念」のようなものさえみえる。

この種の公的事業と反対運動にはいつものお決まりのパターンがある。事業主体はつねにその利益のみを主張し、反対住民はつねにその不利益だけを主張する。その対立が、つのればつのるほど、両者の「理念」は先鋭化し、調和にはほど遠くなる。ある種の闘争となる。お互いに相手を見なくなる。行きつくところは「不安」という名の積み荷を残したまま発車する。それが「政治判断」という名の列車だ。

今度の場合も、流域住民の不安がまったく解消されたわけではない。それどころか、反対住民たちは、訴訟がらみで、新しい法的対抗策に出ることも十分予想される。一部では「差し止め訴訟」に「和解勧告」で決着をつけるのではないか、などという説もあるけれど、いずれにせよ、その緊張が一層深まることが考えられよう。

上松知事は、放置することは行政の怠慢というが、住民の不安を積み残すということは行政の怠慢といえないか。論議はつくしたというけれど、それは、反対派に対する了解工作の見通しがついたということなのか。むしろ、問題はこれからだ。母なる川・長良川を泥沼にしてはならない。「第二の成田」にしてはならない。

【検証】

この社説が、掲載二日前の上松岐阜県知事による河口堰建設着工の事実上の同意を受けたものであることは、リードならびに第三段落の記述から明らかである。また、文脈は「長良川の簡潔な紹介→対立する水資源開発公団と住民それぞれの主張と行政訴訟の動き、および河口堰建設計画と現状の解説→十三日の知事による同意表明の意味の説明と現場の状況の紹介→知事の同意表明の背景の解説→公共事業とそれにたいする反対運動の一般的特徴の解説→住民による新たな法的対抗策による対立激化という予測→住民の不安感を解消することを行政側に提言」と要約できよう。論旨をまとめるならば「知事による同意表明によって反対住民との対立が激化することが予測されるため、行政側は住民の不安を取り除く努力をいっそうするべきである」ということになろう。次に文面を見てみると、建設に関して、「賛成」「反対」「凍結」といった明確な言葉は見あたらず、また何らかの具体的な条件を示しているわけでもない。

このように文脈・論旨・文面のいずれも、先の社説とほぼ同様の内容であることが明白であり、したがってこの社説も、一見すると「⑥論点の列挙など賛否に触れない」

に該当するように見えて、実は「①賛成」に分類すべきものと言える。このことは、たとえば第二段落では反対派住民による差し止め訴訟などが「混迷に輪をかけた」として、暗に反対派の動きを批判しているうえ、第八段落で反対派住民による新たな法的対応策に言及し、最終段落で「問題はこれからだ」と述べ、行政側に立った視座から論じていることからも妥当であると考えられよう。

③ 1989（平成元）年12月6日：「長良川河口堰をどう考えるか」

【本文】

リード「長良川河口堰（ぜき）に反対運動が起きている。洪水防止ができなくて「自然を守る」は本末転倒だが、堰の治水、利水効果に疑問が出てきた。国は資料公開で答えよ」

岐阜県北部の山から伊勢湾に注ぐ長良川は上流部にダムをつくる適地がなく、支流に一ダムがあるのを除けば、全国的にも珍しい“ダムのない大河”のまま残ってきた。この川で昨年七月、河口堰の建設が始まった。洪水を防ぐ治水と、せき止めた水を工業用水や上水道用水に使う利水という二つの目的を持っている。

計画決定から着工までに二十一年もかかった。アユ漁などへの打撃を恐れる地元漁協を中心に、差し止め訴訟など反対運動が起こったためだ。十三年前の豪雨で岐阜県下の堤防が決壊した災害を経験、漁協が治水重視に態度を変えて、ようやくここまでこぎつけた。

ところが、今度は東京、大阪など地元外で自然保護運動家、作家らの反対運動が広がり、地元でも再燃してきた。その主張は「ダムのない大河は貴重な自然資源。これを堰で壊すな」から「国側の堰が必要だという根拠には疑問がある」まで、さまざまである。長良川をこのままに残したいという、素朴だが情緒的な反対論には、同調するわけにいかない。自然は守れても、洪水を防げなくては、流域住民の生命、財産を危険にさらすことになるからだ。

しかし、河口堰がどうしても必要という建設省の説明に、科学的な根拠のある疑問があれば、いまからでもそれを再検討するのは当然のことである。

最近になって、そのような疑問がいくつか指摘されている。まず洪水対策としての有効性である。建設省によると、長良川の洪水流量は伊勢湾台風時の例などから従来計画を大幅に上回るようになった。この水を安全に流すには、川幅を広げるか、堤防のカサ上げが考えられるが、川沿いの土地や家屋をつぶすなどで難しい。残る方法は川底を掘り下げるしかない。そうすると海水が上まで入り込み塩害を起こすので、河口堰でこれをせき止める、という。つまり治水効果は、河口堰でなく、川底の掘り下げにある。長良川下流部は地盤沈下が激しく、計画決定当時と比べ現在の川床はかなり沈下しているはずだ。建設省はやむなく堤防のカサ上げなど修復工事を施しており、結果的に川底を掘り下げるのと近い状態がすでにできているのではないか。そうであれば掘り下げるとしても小規模でよく、河口堰をつくらずにすむ可能性がある。

河口堰は洪水時に水門を全開するが、堰柱は動かせない。これが洪水の流下を妨げ、かえって水害を招くことはないのか。塩害の具体的な範囲や程度が不明確だ。長良川の現況より川底が低い隣の揖斐川では、これといった塩害は出ていない。河口堰でせき止められ、川上側の水位は上昇する。このため堤防を弱めたり、地下水位を押し上げて被害をもたらす恐れはないか。

次に利水の疑問である。高度成長時代に決まった河口堰計画は、もともと新しい水源確保のため発想された。だが節水対策の進歩、産業構造の変化で、名古屋や三重県四日市周辺の水需要は頭打ちになっている。「売るあてのない水は不要」といえないか。このほかアユ、サツキマスなど魚類への影響、堰上部の水質変化も心配される。

建設省など国側は、これらの疑問に答える資料を公開し、必要なら調査をしてほしい。長良川の自然と治水を両立させる方法の見つかるのが最も望ましいことだ。

【検証】

この社説が、前年頃から急速に高まってきた建設反対運動を受けてのものであることは、リードならびに第三段落の「今度は東京、大阪など地元外で自然保護運動家、作家らの反対運動が広がり、地元でも再燃してきた」という記述から明らかである。文脈は「長良川ならびに河口堰の紹介→反対運動の歩みと新たな動きおよびその主張の紹介→反対派の主張に対する批評→河口堰の必要性に関する建設省の説明に対する疑義の提示→国に対する提言」となっている。論旨としては「ダムのない大河である長良川は貴重な自然資源であるという反対派の主張には、洪水の危険性を考えると同調できないが、建設省の主張する河口堰の必要性にも疑問があるので、疑問に答える資料の提示と調査をし、治水と自然保護の両立の道を模索するべきである」といったところであろう。次に文面を見てみると、建設に関して、「賛成」「反対」「凍結」といった明確な言葉は見あたらない。

したがって、この社説は「⑥論点の列挙など賛否に触れない」に該当すると考えられる。ただし、第五段落以降、全体の半分以上の分量を割いて、建設省が主張する河口堰の必要性について、治水・塩害・利水・魚類や水質への影響などの面に関して疑義を提示していることから、どちらかと言えば建設に否定的なニュアンスが強い印象を与える内容であると言えよう。

④ 1990（平成2）年9月8日：「川の自然と安全を守るために」

【本文】

リード「推進、反対両派のミゾが深まる長良川河口ぜき問題で、広範な環境調査を求める提案が出された。治水と自然保護をどう両立させるか。公開の論議がまず必要だ」

岐阜県から愛知、三重県を流れて伊勢湾に注ぐ長良川は、上流の山林伐採や流域の都市化で、近年、洪水時の出水量が大幅に増えた。そこで下流部の川底を掘り下げ（しゅんせつ）、それによって海水が上まで入り込むのを防ぐため河口ぜきを建設する。同時にせき止めた水を水道、工業用水に利用する計画を建設省が決めた。水資源開発公団の手で河口ぜきの建設工事が一昨年から始まっている。せきには二種類の魚道をつくり、アユなど魚類のそ上に支障はないと公団は説明する。

これに対し、自然保護団体などが長良川の環境を破壊すると反対運動を展開している。反対派はまた、河口ぜきが洪水の流下を妨げ、水のせき止めで堤防を弱くしたり、河口部で高潮被害を大きくする恐れがあると、治水効果にも疑問を提出し、推進を主張する建設省や地元自治体との対立は深まるばかりである。長良川は“本流にダムのない大河”としていまや全国的にも貴重な存在だ。その自然環境は守りたいが、そのために治水をなおざりにして流域住民を危険にさらすことは許されない。治水と自然保護を両立させる道を探したいと思う。

日本自然保護協会が、約半年間にわたる長良川河口ぜきについての調査の中間報告をまとめ、「工事をいったん中止し、代替案の検討と、第三者も交えた環境影響調査を先行させるべきだ」との意見書を建設大臣、水資源開発公団総裁に提出した。

この提案には同感できる点が多い。建設省は、河口ぜき立案に当たって、専門学者による資源調査を六年間実施、環境への影響は食い止められるという結論を得たというが、これは二十年以上も前のものだ。生物調査もアユが主体で、サツキマスなど他の魚介類、昆虫、鳥類など生態系の全体を調べていない。川底のしゅんせつで海水が上がり、起こるとされる塩害の予測や、河口ぜきの上流側で水位が上がった時に堤防に与える影響、高潮対策などの資料が、建設省、水資源開発公団から公表されていないことも問題だ。

このように河口ぜき建設の是非を考える基礎的な材料が不十分なまま、工事が続行されるのは、将来に悔いを残すだろう。改めて専門家による環境調査を行い、建設省などは資料を出して公開の論議に加わってほしい。

治水はもちろん大切だが、川の自然が人間にもたらす恵みを忘れてはなるまい。長良川をこれからの河川管理のモデルにしたい。

【検証】

この社説は、リードおよび第三段落からも明らかなように、日本自然保護協会（以下、協会と略）が河口堰についての検討報告書を発表するとともに、建設の中断と調査を求める意見書を国側に提出したことを受けてのものである。文脈は「河口堰計画の背景の紹介→現在の工事の状況の紹介→反対派の主張の紹介→協会の調査ならびに建設の中断と調査を求める意見書の紹介→協会の意見書への賛同」となっている。論旨は「協会の意見書による提案にしたがって、いったん建設を中止して、改めて環境

調査を行うとともに、公開の議論をすべきである」というものである。

次に文面を見ると、これまでの社説とは異なり、第三段落で紹介した協会の意見書に関して、次の段落の冒頭で「この提案には同調できる点が多い」とし、またその次の段落でも「河口ぜき建設の是非を考える基礎的な材料が不十分なまま、工事が続行されるのは、将来に悔いを残すだろう」と述べ、建設の中断に賛意を示している。したがってこの社説は「⑤凍結」に分類されるべきであろう。

⑤ 1990（平成2）年12月19日：「河口ぜきの北川見解を生かせ」

【本文】

リード「長良川河口ぜき建設による自然環境への影響調査を環境庁長官が求めた。推進、反対両派に配慮がにじむが、治水効果を含めた最善の努力を、との趣旨を生かしてほしい」

“本流にダムのない大河”として全国的にも貴重な存在である長良川に、河口ぜきを建設する問題は、治水、利水の必要性から推進を主張する建設省、水資源開発公団、地元自治体と、自然環境への影響や治水効果に疑問を持つ自然保護団体などの反対派が対立、論議を呼んでいる。

この問題で環境行政をあずかる北川環境庁長官は、先月末に長良川を視察し、既に河口ぜきの設けられている利根川、広島県・芦田川も見て精力的に取り組んできたが、十八日、長良川河口ぜき建設に伴う水質や自然環境への影響を追加調査すべきだとの見解を、海部首相に提出、了承された。

見解は同時に、同河口ぜき工事が現に進められ、治水上の緊急性が高いことも認めている。建設にあたっている建設省、水資源公団の「工事はあくまで継続し、環境対策も並行して進める」という立場に配慮したため、この追加調査が「工事以前に行う」のが原則の環境影響評価と言えるのか、調査結果を継続中の工事にどう反映させるのか――など不明確な部分を残したのは否めない。

しかし、長良川は魚類が河口から上流までそ上でき、自然環境や水質面からきわめて良好な河川環境を維持しており、現段階でとりうる最善の環境保全努力が必要、という考えはうなずける。建設側も、いったん決定した計画は変更しないとする硬直的な姿勢を改め、これに耳を傾けてもらいたい。

北川長官は、建設省と水資源公団が環境庁と連絡の場を設け、学識経験者による調査の実施、その結果を関係自治体、地域住民に説明した上、その意見を反映させた環境保全措置を提案している。早急に具体化し、建設工事に間に合わせるべきだ。

推進、反対両派のいまひとつの対立点が、河口ぜきの治水効果だ。建設省は、長良川の現在の容量は洪水計画流量の七割にすぎず、川底のしゅんせつが必要で、その場合の海水流入・塩害を防ぐ河口ぜきが不可欠という。治水は流域住民の安全を守るため最優先の課題だ。ただ

河口ぜきが逆に洪水や高潮時に障害になるのでは、との不安もある。環境庁長官は河口ぜきの必要性、安全性の十分な説明を求めている。川の容量不足の積算根拠など、建設省は資料を示してほしい。

感情的な対立がめだつ推進、反対両派だが、今度の見解を率直に受け止め、環境保全と治水のどこに最善の接点を求めるか、冷静な論議を進めたい。そのためには科学的な調査と資料の公開が必要だ。

【検証】

この社説は、リードおよび第二段落などからも明らかなように、北川環境庁長官による河口堰視察ならびに追加調査の必要性に言及した見解発表を受けてのものである。文脈は「河口堰建設を巡る対立の紹介→北川長官による視察と見解における追加調査の必要性の部分の紹介→見解の不明確さに対する批判→見解の基本的な考え方への賛同と建設側の硬直的な姿勢への批判→調査の実施およびその結果を受けての環境保全措置の早急な具体化を提言→治水効果に関する資料の提示を建設省に要求→環境保全と治水との最善の接点を見つけることを提言」となっている。論旨としては「現段階でとりうる最善の環境保全努力が必要であり、水質や自然環境への影響に関する追加調査を求める北川長官の見解に賛成であり、また治水効果に関する基本資料を建設省は提示し、環境保全と治水の接点を冷静に議論すべきである」ということになろう。

文面を見ると、建設に関して「賛成」「反対」「凍結」といった明確な言葉は見あたらず、また論旨からも明らかなように、追加調査と資料の公開を求めるという提言が主な内容となっている。しかしより詳細に見てみると、第五段落で、北川長官による「建設省・水資源公団・環境庁の連絡の場の設置」「環境調査の実施」「調査結果の説明」「調査結果・意見を踏まえた環境保全措置」という提案を「早急に具体化し、建設工事に間に合わせるべきだ」と述べており、あくまでも河口堰建設を前提に論を展開しているのである。また治水効果についても、推進・反対両派の意見を両論併記したうえで、建設省に資料の公開を求めているに過ぎない。したがって、この社説は「②条件付き賛成＝推進」に分類されるべきである。

⑥ 1991（平成3）年10月23日：「河口ぜき問題に国会の論議を」

【本文】

リード「是非の論議が高まる長良川河口ぜきで、国会の機関として初めて参議院環境特別委が現地を視察した。国会は幅広く調査、論議を進め、不毛の対立を解くべきだ」

“本流にダムのない大河”長良川に河口ぜきの建設が進んでいる。工事にあたる建設省、水資源開発公団は治水、利水両面から必要性を主張するのに対し、反対運動は自然保護ととも

に、せきが治水にも障害になると訴え、両者の対立は地元自治体、住民、労働団体を巻き込んで激しくなっている。

参議院の環境特別委員会が二十一日、河口ぜき建設現場と影響の出る三重、岐阜県の長良川流域を視察した。有志の国会議員が現地を訪れたことはあったが、国会の委員会が調査に乗り出したのは初めてだ。推進、反対両派住民の意見を聞いた安恒委員長は「おおむね問題点はわかった。今後の論議の参考として、双方の妥協点を見いだしたい」と語った。同委のこれからの調査を注目したい。

住民の意見表明できわだったのは、河口ぜきの治水効果についての対立だ。推進派は、水害防止のため下流部の川床掘り下げと、それによる海水そ上で周辺農地に塩害が出るのを防ぐ河口ぜきの必要性を強調する。これに対し、反対派は河口ぜきによる貯水は川の水位を上げ、堤防を弱化させ、台風時にはせき柱が逆に高潮を大きくして治水には逆効果となるほか、塩害はそれほど多くないとする見解だ。

同川の中、下流域は昭和三十四年の伊勢湾台風、五十一年の右岸堤防決壊による安八水害など度重なる水害に悩まされ、治水の願いは何より切実だ。三年前の河口ぜき着工のころから東京、大阪など地域外の自然保護運動家らが声をあげた反対運動には「ただ自然の姿を保つ長良川を残したい」という第三者の情緒的な動機があり、これには地域住民が冷ややかな目を向けたのも、水害の苦難の歴史から当然である。

しかし、この問題の論議は、ここへ来て「自然保護か治水か」から「治水に有効か否か」に変わった。河口ぜき建設の最大目的が焦点になってきたわけだ。

北川前環境庁長官は昨年十二月、河口ぜき建設に伴う水質や自然環境への影響を追加調査すべきだとの見解を出し、併せて河口ぜきの必要性、安全性に十分な説明をするよう建設省に求めた。環境調査は不必要とする建設省との間で曲折はあったが、カジカなど動植物、水質の調査実施で妥協がされた。だが、せき建設根拠の明確な説明はされていない。

長良川流域住民にとって、河口ぜきの有効性は推進、反対両派ともなおざりにできない問題だ。しかし、同じ内閣の中で省庁の権限争いやメンツから衝突が起こっている。その間にも工事は続行され来年春までに十三本のせき柱のうち八本が完成する予定だ。

混迷するこの問題を、国政調査権を持つ国会は放置しておくべきではない。参院環境特別委で九月末、せき建設の根拠を質問された建設省側が答弁を濁し、委員長がデータ提出を同省に求めている。衆院決算委でも漁業補償の明細を問われた建設省が拒否するなど、ようやく取り上げてきたが、取り組みはまだ弱い。

長良川河口ぜきは環境影響評価（アセスメント）論議以前に事業が決定し、それが現在の紛糾を招いている。環境アセスメント法案は何度も国会で審議されながら廃案のままだ。この解決もにらみ、国会が河口ぜきで突っ込んだ論議をし、河川行政の方向を導くことを望む。

【検証】

この社説は、リードおよび第二段落などからも明らかなように、国会の機関として初めてとなる参院環境特別委による現地視察を受けてのものである。文脈は「推進派と反対派の対立の激化の紹介→参院環境特別委の視察の紹介→治水効果に関する対立とそれぞれの主張の紹介→地元住民の治水の願いの切実さの強調と反対運動に対する批判→建設問題の最大の論点が治水効果であることを強調→建設省による河口堰必要性についての説明不足を批判→国会での議論の紹介と批判および提言」となっている。論旨は「地元住民にとって治水は切実な願いであり、河口堰が治水に有効か否かが最大の論点となっている。その判断の基本となるデータを建設省は示すとともに、国会の場できちんと議論すべきである」というものである。

文面を見ると、建設に関して「賛成」「反対」「凍結」といった明確な言葉は見あたらない。したがって、この社説は「⑥論点の列挙など賛否に触れない」に該当すると考えられる。ただし、第四段落で「三年前の河口ぜき着工のころから東京、大阪など地域外の自然保護運動家らが声をあげた反対運動には「ただ自然の姿を保つ長良川を残したい」という第三者の情緒的な動機があり、これには地域住民が冷ややかな目を向けたのも、水害の苦難の歴史から当然である」と述べており、反対派に批判的なニュアンスが強いという印象を受ける。

⑦ 1992（平成4）年7月30日：「記録で残せ「長良川」論争」

【本文】

リード「猛暑の中で飲む一杯の冷水は、瞬時にして暑さを忘れさせ、生き生きとした気分をよみがえらせる。そして私たちは思う。人間の生活に欠かせぬ水のありがたさを」

（中略）

「水の週間」に合わせ、国土庁では平成四年版「水資源白書」をまとめ、公表した。同書は、地球温暖化、砂漠化の進行などで小雨傾向がさらに進めば、今後、世界的な規模で安定的な水資源確保が困難になると警告している。その一方で、局地的な問題として、昨年の台風19号の際、中国地方を中心に起きた大規模断水の事例をあげ、災害・事故などで、水の安定供給が妨げられないようにすべきだと強調している。このように今回の白書は、台風災害の部分を除けばほぼ前年の記述を踏襲しており、それなりの出来栄えといえる。ただ、全文四百余ページを通読して、いささか奇異の念を禁じ得ないのは、長良川河口堰（かこうぜき）の建設問題にいっさい触れていないことだ。

人間の生活と水とのかかわりあいを考えようというのであれば、治水・利水のための堰建設に対する賛成、反対の動向を白書に記載するのは当然だろう。環境保護の世論の高まりをうけ、長良川河口堰の建設は、いまや全国的な関心事だ。

自然保護を訴える反対運動が、工事推進を図る政府の立場と対立するものであっても、それもまた国民の声であることに変わりはない。建設工事を進めるべきだとの自らの言い分はもとより、これに批判的な人たちの意見も併せ紹介するだけの度量がなければ、水の重要性について国民の理解を得ることは不可能だ。

いま、白書に求められているのは、率直で、開かれた問題意識である。政府はなぜ巨額の予算を投じ、多くのエネルギーを費やして河口堰を建設しようとしているのか。生物の種の絶滅など、反対側の懸念にどうこたえるのか、胸襟を開いて語りかけるべきだ。

【検証】

この社説は「水の週間」に合わせて掲載されたもので、河口堰問題が中心テーマとなっているか否か、判断がわかれるところであろうが、後半部分は河口堰問題に焦点を絞って論じているため、検証の対象とした。関連部分の文脈は「水資源白書とその内容紹介→白書が河口堰問題に言及していないことへの批判→反対派の意見も掲載するだけの度量が必要であるとともに建設の必要性をきちんと説明するように提言」となっている。河口堰問題に関する論旨は「政府は、反対派の主張も含めて、河口堰問題について白書にきちんと明記する必要性がある」というものである。また文面には、建設に関して「賛成」「反対」「凍結」といった明確な言葉は見あたらない。したがって、この社説は「⑥論点の列挙など賛否に触れない」に該当すると考えられる。

⑧ 1993（平成5）年11月16日：「河口ぜきの論議に必要なこと」

【本文】

リード「細川首相が長良川河口ぜき建設推進の考えを明らかにした。来年度予算編成を前にまだ論議は続くだろうが、流域住民の意向尊重、科学的な検討に基づく結論が重要だ」

細川内閣成立で論議が再燃していた長良川河口ぜき（三重県・長島町－桑名市）の建設問題で、細川首相が引き続き推進の考えを示した。

国が進めてきた河口ぜき建設事業は▽長良川の水害防止のため河道を大規模にしゅんせつ、流れをよくする▽その結果、水の少ない時に海水が上流へ浸入、予想される塩害を防ぐ潮止めとして河口ぜきを造る▽せき上流の淡水化した水を都市用水に利用――を目的とする。

関係自治体の賛成などを背景に、せき本体は本年度末九五％の工事を終わる。しかし一九八八年の本体着工後から、自然環境破壊、治水効果や利水の必要への疑問を理由に反対運動が起き、新しい非自民連立内閣の対応が全国から注目されていたのは周知の通りだ。既に政権交代後、さきがけ、日本新党の両党や建設政務次官（民社出身）が現地視察した。

今回の首相の態度表明は、長良川の治水、利水の歴史と現状、環境とのバランス、関係自治体の賛成などを背景に考えれば、首相自身も言う通り、極めて現実的な対応といってよい。

だが河口ぜき建設をめぐっては、与党間などでも考えの違いが指摘され、来月には社会党出身の建設相も現地視察を予定している。来年度予算編成を前にまだ議論は続くだろう。実りある議論なら、工事の進み具合など既成事実にとらわれず、もっと深めていくこともむしろ望ましいが、その場合、次の原則を守って論議を進め、最終結論を出すべきだ。

第一は、長良川流域の実情を踏まえ、流域住民の声が最大限に尊重されるべきだ——という点である。住民の最大関心事が水害防止にあることはいうまでもない。伊勢湾台風、六〇年八月、六一年六月、七六年九月と繰り返された大洪水の深刻な被害は、今も住民の記憶に生々しい。河口ぜきは生態系に何らかの影響を与えるだろうし、それをできるだけ防ぐのは当然だが、これまでに挙げられた環境問題から判断する限り、住民に安全な生活を保障する治水が最重要で、河口ぜきもこの視点からまず検討するのが正道であろう。

第二は、科学的な根拠に立つ冷静、客観的な態度を忘れないことである。治水問題として、しゅんせつの必要性や塩害の可能性、せきの安全性などで見解は対立しているが、議論の土台になりそうなまとまったデータは昨年四月、建設省と水資源開発公団が出した『技術報告書』があるのみだ。当然ながらこの報告書は、数値計算や図表で河口ぜきが効果的、合理的、現実的な治水対策と結論づけている。反対派も自分たちの主張を裏付けるためには、国側のこれらのデータにもっと踏み込んで批判するなど、きめ細かい議論を進めるべきであろう。

利水面でも、水需要の伸びが鈍り、国側の需要計画値は過大予測だから河口ぜきは不要——というのが反対論の根拠の一つになっている。しかし、ことし六月や八六年秋をはじめ、数年来たびたび、木曽川水系などでは深刻な渇水が繰り返されている。また中部新国際空港や第二東名・名神など構想が進んでいる大型プロジェクトがいくつかあるが、河口ぜきを不要とするならば、これらに伴う水需要にどんな対応策を取るのか、議論を深めてほしい。

【検証】

この社説が、細川内閣による河口堰建設推進という方針表明を受けてのものであることは、リードと第一段落から明らかである。文脈は「細川首相による建設推進の方針表明の紹介→河口堰事業の紹介→工事の進捗状況・反対運動・政局などの紹介→首相の方針を評価→今後の議論にあたっての原則について、第一に流域住民の意向を最大限に尊重すべきで、それは治水である→第二に科学的根拠に基づく客観的な態度を忘れないことで、国側はデータに基づいて河口堰が効果的な治水対策であることを示した→利水面でも、反対派は水需要計画の過大予測を主張の根拠としているが深刻な渇水や大型プロジェクトへの対応策を示すべきである」となっている。論旨としては「細川首相による河口堰建設推進という方針は評価すべきであり、今後の議論でも治水を最重要課題とする流域住民の意向を最大限に尊重するとともに、国側が具体的なデータに基づいて、治水対策に河口堰が有効であることを示したように、科学的な根

拠に立った議論をすべきである。また利水に関しては、渇水や大型プロジェクトに伴う水需要への対応策を反対派は示すべきである」といったところであろう。

文面には、建設に関して「賛成」「反対」「凍結」といった明確な言葉は見あたらないものの、建設推進という首相の方針について、第三段落で「極めて現実的な対応といってよい」と評価している。また今後の議論にあたっての原則として、まず第六段落で、「住民の最大関心事が水害防止」と断定したうえで、「河口ぜきは生態系に何らかの影響を与えるだろうし、それをできるだけ防ぐのは当然だが、これまでに挙げられた環境問題から判断する限り、住民に安全な生活を保障する治水が最重要で、河口ぜきもこの視点からまず検討するのが正道であろう」として、生態系への影響があったとしても仕方が無く、治水問題を最優先にして検討すべきとし、反対派の主張の根拠の一つである環境保護という視点を否定している。そして次の段落で、治水問題に関して、国側は議論の基本となるデータを示して、河口堰が効果的であると結論づけており、反対派が自らの主張を裏付けたいのであれば、この国側のデータにきちんと反論すべきとし、国側のデータの妥当性に言及することなく、反対派にのみ要求をしている。そして最終段落でも、利水面について、渇水や大型プロジェクトを例に出して、「国側の需要計画値は過大予測だから河口ぜきは不要」という反対派の主張に暗に異議を唱えている。以上のことから、この社説は「①賛成」に分類すべきであると考える。

⑨ 1994（平成6）年7月18日：「異常渇水をいかに乗り切るか」

【本文】

リード「異常な渇水で、全国に深刻な影響が広がっている。当面をしのぐ徹底的な節水対策と並んで、緊急事態での水の配分の見直しや、安定した水資源の確保が必要だ」

（中略）

しかし、渇水の根本的な解決は安定した水資源の開発、確保に待たねばならない。雨不足は全国的なのに東海地方に深刻な影響が出ているのは、愛知県を中心に製造業が集中、さらに地盤沈下を防ぐため地下水利用をやめ工業用水へ転換が進んだのに対応した、余裕のある水資源が確保されていないのが大きな原因である。現に数年来、木曽川水系にはたびたび渇水が起きている。

東海地方の水資源開発事業として、長良川河口ぜき、徳山ダム、設楽ダムなどが工事中または計画中である。このうち長良川河口ぜきは完成を目前に、いまだに治水、利水、環境などの側面から是非論が続いている。河口ぜきの是非に関連し、木曽川水系の水需要の予測もこれまで論議されてきたが、現に激しい水不足により木曽川水系の三県が深刻な影響を受けているのは厳然たる事実である。安定した新しい水資源の確保が不可欠であることはだれも否定でき

ない。これを前提に今後の議論を深めていきたい。

【検証】

この社説は、全国的な異常渇水に合わせて掲載されたもので、河口堰問題は中心テーマではないが、最終段落で渇水に絡めて河口堰の是非について言及しているため、検証の対象とした。河口堰に関連した部分の文脈としては「渇水の根本的な解決は水資源の開発と確保である→特に東海地方の渇水が深刻なのは余裕のある水資源が確保されていないからである→同地方の水資源開発事業の一つである河口堰の是非については、現実問題として激しい水不足で深刻な影響を受けており、安定した新しい水資源の確保が不可欠であることは誰も否定できないことを前提に議論すべきである」というものである。同じく関連部分の論旨は「渇水対策として新たな水資源の確保が不可欠で、河口堰はそのための事業である」となろう。

問題となる最終段落について詳細に見てみると、水資源開発事業である河口堰の是非について、最後に「これを前提に今後の議論を深めていきたい」としつつも、実際にはその前提としているのは、渇水対策として「安定した新たな水資源の確保が不可欠であることはだれも否定できない」と述べているように、「安定した新たな水資源の確保＝河口堰建設に賛成」という結論であり、「はじめに結論ありき」の典型と言える。したがってこの社説は「①賛成」に分類すべきであると考える。

⑩ 1994（平成6）年7月21日：「建設差し止めは退けられたが」

【本文】

リード「長良川河口堰（ぜき）の建設をめぐり、裁判所が国側の主張を認めた。しかし、これからの大規模な公共事業実施には、情報公開や関係住民との対話は不可欠である」

長良川河口堰をめぐり、岐阜、三重両県の流域に住む原告が水資源開発公団を相手に起こした建設差し止め訴訟で、岐阜地裁が公団側の主張をほぼ全面的に認め、原告の請求を退けた。判決は提訴から十二年ぶり、河口堰に対する司法の判断としては初めてだ。しかも原告、被告双方の具体的主張に踏み込んで、堰が治水、利水で公共の利益をもたらし、安全性にも欠陥はなく、環境への影響も軽微――と結論づけた。

一九八八年、本体に着工した河口堰について、治水、利水、環境などの側面からいまだに是非の議論が続いている。建設差し止めを求める今回の訴訟で原告側は、河口堰は本来利水目的の施設だが、水需要が計画当初より減って建設は無意味であり、洪水、高潮時にはかえって危険だし、生態系にも重大な影響を与える ――などと主張した。

一方、七六年の堤防決壊による被害を体験した長良川流域の自治体や住民からは、治水のため河口堰の早期完成を求める声も強い。木曽川水系が厳しい渇水に襲われている現在、新し

い水資源確保の重要性も指摘されている。この中で、裁判所が河口堰について判断を示したことは、それなりの重みを持つ。

しかし、訴訟を含めた河口堰反対運動のこれまでの問いかけが判決で無駄になるわけではない。また、これで公団や建設省が一〇〇％の免罪符を手にしたのでもない。

実は河口堰をめぐって、建設省や公団の姿勢は近年、大きく変化した。一つは、一昨年春の長良川環境追加調査の結果や「技術報告書」の公表など、河口堰について思い切った情報公開に踏み切ったことである。この姿勢は今春から活動を始めた同省委嘱の調査委員会の調査結果などにも当てはまる。

もう一つは流域住民への説明会を開いたり、東京都内で建設省と反対派が話し合うなど、国側と関係住民との対話が持たれるようになったことである。国側の姿勢のこうした変化には、訴訟も含めて反対派のこれまでの働きかけが直接間接に影響したところが大きい。

国側は今回の判決にあぐらをかかず、今後も関連情報の公開や住民の理解を求める努力を徹底すべきである。これは河口堰の問題に限らない。住民の生活に影響する今後の公共事業すべてに貫くべき原則であろう。

【検証】

この社説は、リードと第一段落から明らかなように、建設差し止め訴訟における、前日の岐阜地裁判決を受けてのものである。文脈は「判決の骨子の紹介→原告側の主張の紹介→判決の評価→反対運動の成果→国への注文」となろう。また論旨は「建設差し止め訴訟で被告である公団側の主張がほぼ全面的に認められたが、治水のための河口堰早期完成を求める流域住民の声や渇水対策としての新たな水資源確保の重要性から考えて、今回の判決は重要な意味を持っている。しかし、敗訴した原告側のこれまでの反対運動も、情報公開や国と関係住民との対話促進という成果をもたらした点で意義があった」とまとめることができよう。

文面で重要なのは、第一段落の「原告、被告双方の具体的主張に踏み込んで」という部分で、今回の判決が慎重かつ詳細に下された妥当なものであることを暗に強調している。そして第三段落では、「長良川流域の自治体や住民からは、治水のため河口堰の早期完成を求める声も強い。木曽川水系が厳しい渇水に襲われている現在、新しい水資源確保の重要性も指摘されている。この中で、裁判所が河口堰について判断を示したことは、それなりの重みを持つ」と述べ、明言はしていないものの判決を評価しているのである。したがって、この社説は「①賛成」に分類すべきであると考える。

⑪ 1994（平成6）年8月2日：「渇水の克服にはなにが必要か」

【本文】

リード「かつてない規模の水不足で、東海地方から西日本で被害がますます深刻化している。緊急事態を乗り切り、渇水を繰り返さないため、一人一人が真剣に取り組もう」

（中略）

従って、渇水騒ぎを繰り返さないため長期的には、安定した水資源の確保が欠かせない。ダム建設ではもちろん環境への配慮は大切だが、半面ダムの適地は限られているし、水資源の確保は一朝一夕にできないだけに、長い目で検討することが大切である。

福岡県では七八年の大渇水を契機に、渇水時のためを考えた備蓄ダムの計画が進められている。東海地方でも、長良川河口堰（ぜき）はいまだに是非論が続いているが、河口堰と関連の導水事業などが完成すれば、現在、渇水に悩む愛知県知多地方や三重県北部に給水することが可能である。水需要の予測過大を理由とする利水面での河口堰不用論は、木曽川水系の住民が渇水の被害を受けている今、説得力に乏しい。

（後略）

【検証】

これと次の社説は(9)と同じく渇水問題がテーマであるが、渇水に絡めて河口堰の是非について言及しているため、検証の対象とした。関連部分の論旨は「渇水騒ぎを繰り返さないためには安定した水資源の確保が不可欠であるが、河口堰ならびに関連の導水事業が完成すれば渇水地域に給水可能である以上、利水面での河口堰不要論は説得力に乏しい」というものである。論理構成は(9)とまったく同じであり、この社説も「①賛成」に分類すべきであると考える。

⑫ 1994（平成6）年8月22日：「渇水の被害になぜ差があるのか」

【本文】

リード「東京五輪渇水、福岡渇水や高松砂漠と似た極端な水不足の被害が、今度は東海地方で再現した。責任のなすり合いや小手先の対策では、頻発する渇水は防げない」

（中略）

全国的に渇水の周期は短くなっているが、とくに木曽川水系は一九七七年以後渇水がないのは五年だけで、首都圏の主水源である利根川水系よりはるかに頻繁に渇水が起きている。首都圏に比べ普及率の低い下水道整備や、さらに中部新国際空港や二十一世紀万国博などの大型プロジェクトに、水不足が支障になるのでは ――と憂慮の声も出ている。

（中略）

一方、木曽川水系には渇水用に温存するダムもなく、既設ダムの容量にも底力がない。渇水を繰り返さない抜本的な対策として、節水もさることながら、安定した水資源確保が絶対に必要だ。

建設中の長良川河口堰（ぜき）が完成し上流が淡水化すると、北伊勢工業用水（三重県北部へ給水）が長良川の水を毎秒約三トン取水可能となる。関連の長良導水事業が完成すると、さらに毎秒約二・九トンが愛知県知多地方に送られる。上水道は毎秒一トン取水で二十万人を養う。長良川の水で、操業停止寸前の四日市臨海工業地帯や十九時間断水の知多地方の窮状が救えたのは明らかだ。しかも北伊勢、知多へ回していた牧尾、岩屋両ダムの水を節約でき、ことしのダム枯渇を少なくとも十三日延ばして、さらに広い地域の渇水緩和に間接的に役立ったはずだ。長良川の流量も減っているが、八月に入っても毎秒六－十一トンが取水可能で、渇水期も十分役立つ。

現在、河口堰をめぐる議論は、国と反対派のやりとりになっている感が強い。河口堰には治水、環境などの問題があり、それはそれで論議をすべきだが、木曽川水系のすべての住民、自治体が、自分たちの水資源確保の問題としても、もっと積極的に発言すべきではないか。木曽川水系では徳山ダムも計画されている。関係する選挙区出身の国会議員も、水の問題に取り組みを強めてほしい。

水資源開発は、将来を見通した決断と努力が必要だ。目先の混乱に惑わされて対応を誤ると、頻度を増す渇水を避けられない。全国の水系で、長期的な水資源確保を見直すには、今が好機である。

【検証】

関連部分の文脈は「木曽川水系の渇水状況と問題点の説明→渇水対策として安定した水資源確保が不可欠という主張→水資源確保の手段としての河口堰の有効性の説明→水資源の手段として河口堰問題を論じるよう提言」となっており、論旨は(9)・(11)とまったく同じで、要するに渇水対策としての河口堰の有効性を強調しているのである。したがって、この社説も「①賛成」に分類すべきであると考える。

⑬ 1995（平成7）年5月23日：「河口堰の運用は今後も細心に」

【本文】

リード「全国の注目を浴びた長良川河口堰（ぜき）問題で、建設相が「本格運用に入る」と最終判断を下した。運用開始後も、環境、防災などに細心の配慮を求める」

社会党出身の野坂浩賢建設相が、長良川河口堰の本格運用開始を発表した。大きな出水を待ってゲートを操作、上流部を淡水化してしゅんせつも始める。計画段階から三十年以上、とくに一九八八年の堰本体着工以来、全国的に推進、反対の論議が激しく交わされたこの問題も、やっと決着を見る。

国が進めてきたこの事業は▽たびたび繰り返された長良川の水害防止のため河道を大規模にしゅんせつ、流れをよくする▽その結果、そ上する海水で予想される塩害を防ぐ潮止めとし

て、三重県・長島町－桑名市に河口堰を造る▽合わせて上流の淡水化した水を都市用水に利用することーーを目的とする。しかし、環境破壊、治水効果や水需要予測への疑問を理由に、長年反対運動が続いた。

細川内閣のやはり社会党出身の五十嵐広三建設相は昨年度、堰建設に伴う環境や防災、塩害などの調査をあらためて実施。野坂現建設相も、堰本体が完成しても本格運用を先送りまでして、推進、反対両派による円卓会議を八回も開いた。それだけに本格運用に入るかどうかについて、建設相も慎重に検討したと思う。

確かに、円卓会議で堰本体の本格運用に関して両派の考えが食い違ったまま、大臣の運用開始の判断が示されたのは、反対派から「見切り発車」との声が出るかもしれない。だが、七六年九月の堤防決壊をはじめ水害の深刻な被害を受けた長良川沿岸の自治体や住民からは、治水の観点から堰の早期運用、しゅんせつ開始を求める声も強い。また昨年度の渇水に苦しんだ木曽川水系の自治体・住民の中には、長良川からの導水に対する期待も大きい。下水道の普及や中部新国際空港なども水需要を増大させる。これらの点を考え合わせると、法的根拠のない円卓会議の論議を待って、いつまでも本格運用についての結論を先送りするわけにもいくまい。

もちろん、問題がすべて終わったわけではない。たとえば、その必要性について円卓会議で両派が一致した夏場の水質調査や地震に関する追加調査は、国側は反対派の提案も参考にしながら、積極的に進めるべきであろう。このほかでも、流域住民から重大な問題が提起された場合、国側は柔軟に対処して、追加調査、場合によっては追加工事などの対応策を取るべきだ。

河口堰反対運動は、振り返ってみると長良川流域以外の全国から参加した人も多い、ユニークなものだった。今回の結果を単純に国と反対運動の間の勝敗という基準で考えずに、反対運動が公共事業に対する国の姿勢の変化を引き出したという点を評価したい。第一に、これまでさまざまな理由で公表に消極的だった国側が、核心的データを含む情報公開に踏み切った。建設省と水資源開発公団は九二年、河口堰建設に伴う環境追加調査や、しゅんせつの必要性、塩害の可能性、堰の安全性などのデータを盛った技術報告書を公表した。情報公開は議論の土台である。第二に、円卓会議のように、国側が反対派とも意見交換の場を持つのが珍しくなくなった。両者が直接考えをすり合わせるのも冷静な議論に役立つ。国側もこのような姿勢を定着させてほしい。それが、大規模な公共事業への国民の理解を求める基本でもあろう。

【検証】

この社説が、掲載前日の野坂建設相による河口堰本格運用開始の発表を受けてのものであることは、リードと第一段落から明らかである。文脈は「運用開始の紹介→これまでの経緯の紹介→運用開始決定を評価→残された課題の説明→反対運動の意義についての解説」となっており、論旨は「運用開始決定は、治水および渇水対策と今後の水需要の増大を考えれば評価すべきであるが、水質調査など残された課題に国は積

極的に取り組むべきである。また反対運動は、情報公開ならびに直接対話の促進という点で評価すべきものであった」とまとめることができるだろう。この論旨については、建設差し止め訴訟の岐阜地裁判決を評価した(10)とほぼ同じである。

文面で重要な点の第一は、最初の段落の「計画段階から三十年以上、とくに一九八八年の堰本体着工以来、全国的に推進、反対の論議が激しく交わされたこの問題も、やっと決着を見る」という部分で、運用決定で問題が決着したことを歓迎するニュアンスが強い。次に第三段落で「堰建設に伴う環境や防災、塩害などの調査をあらためて実施。野坂現建設相も、堰本体が完成しても本格運用を先送りまでして、推進、反対両派による円卓会議を八回も開いた。それだけに本格運用に入るかどうかについて、建設相も慎重に検討したと思う」として、運用開始決定が慎重な検討の上での判断であることを強調している。そして第四段落では、円卓会議で意見が一致しないままの運用開始について、“治水および渇水対策と今後の水需要の増大”という従来からの理由に加えて、「法的根拠のない円卓会議」という表現で会議の存在価値を低めることで、「いつまでも本格運用についての結論を先送りするわけにもいくまい」と、運用開始決定を正当化している。最後の段落で反対運動について評価をしているが、建設・運用の賛否とは無関係であり、この社説は「①賛成」に分類されるべきであると考える。

(3) 質的側面のまとめ

『朝日』『中日』両紙の社説について、その質的側面を分析した結果をまとめると【表２】のようになる。

【表２】

『朝日』

掲載年	
1989	⑤
1990	⑤⑤
1993	⑤
1995	⑥⑤⑤
1996	⑥
1998	⑤
2000	⑤
2005	⑤
計	⑤9⑥2

『中日』

掲載年	
1977	①
1978	①
1989	⑥
1990	⑤②
1991	⑥
1992	⑥
1993	①
1994	①①①
1995	①
計	①6②1⑤1⑥3

①建設(もしくは運用)に賛成、②建設(もしくは運用)に条件付き賛成＝推進、③両論併記、④建設(もしくは運用)に反対、⑤建設(もしくは運用)を凍結、⑥論点の列挙など賛否に触れない

質的側面に関する仮説は、①『朝日』の社説は堰建設に関して反対もしくは凍結の主張を行っている、②『中日』の社説は堰建設に関して賛成もしくは推進の主張を行っている、というものであった。【表2】から明らかなように、『朝日』は凍結、『中日』は建設に賛成もしくは推進、というのが基本的なスタンスである。したがって、仮説は正しかったと言える。

4．総括

以上のように、仮説（『朝日』の社説は、量的には『中日』と比較して相対的に少なく、初見の時期も遅い。質的には河口堰建設に関して反対もしくは凍結の主張を行っている。『中日』の社説は、量的には『朝日』と比較して相対的に多く、初見の時期も早い。質的には河口堰建設に関して賛成もしくは推進の主張を行っている。両紙とも社説の掲載本数が最も多いのは、1990年代前半（1990～95年）である）を検証した結果、その量的・質的両側面とも正しかったことが立証された。しかしここまでは個別の検討が主であったため、最後に両紙社説を全体的に考察してみたい。

まず量的側面に関しては、両紙とも予想以上に掲載本数が少なかった。特に地元紙である『中日』は13本と、全国紙の『朝日』と比較してわずかに2本多いだけであり、単純な比較はできないものの、愛知万博（愛・地球博）をメインテーマとした社説が1990年以降で50本に上る[8]ことを考えると、相対的に見て、掲載本数は少なすぎると言わざるを得ない。その理由については推測するしかないが、愛知万博以上に全国的な反対運動が展開された河口堰問題を社説で取り上げるとなると、反対派の論旨も紹介せざるを得ず、基本的に建設推進のスタンスをとる『中日』にとっては、できるだけ河口堰問題を社説で取り上げることを回避することで、反対運動が地元に広がることを防ごうとする意図があったのではなかろうか。逆に、もちろん社説で取り上げないということは、建設推進という自らの主張を広める機会の減少を意味する。しかし、河口堰の建設・運用が政財界によって「既定路線」として推進されてきた状況を考えるならば、積極的に問題を取り上げて主張を広めるというメリットよりも、反対派の論旨も取り上げざるを得ないというデメリットの方が大きいという判断があったとも推察されるのである。

また掲載時期については、先述したように『朝日』が運用開始後も定期的に取り上

---

[8] 中日新聞・東京新聞データベースで、「万博・社説」のキーワードで検索してヒットした記事のうち、万博をメインテーマとしているものの数。

げているのに対して、『中日』はまったく取り上げていない。その理由も推測するしかないが、建設推進というスタンスであった『中日』にしてみれば、堰が完成・運用してしまいさえすれば、それで世論形成という自社の役割は終わったのであり、完成・運用前から予想され、実際に生起した諸問題を取り上げることは、自社にとってのデメリット以外の何物でもないため、「完全無視」の姿勢を貫いているのではないかと考えられる。

さて、『朝日』の質的側面は、これも先述したように基本的には建設・運用凍結の主張を行っている。同紙の社説で特徴的なのは、第一に凍結とはいうものの、はっきりと自社の主張として言明するのではなく、国・公団の姿勢への疑問の提示や、反対派や自然保護協会などによる凍結という意見表明への（控えめな）賛同というスタイルを取っていることである。言わば、「他人の褌で土俵を取る」姿勢が目立つことである。第二は、これも凍結についてであるが、主張の主な論点は、治水面・利水面・自然環境面に関する科学的調査の実施を求めることであって、そのために建設・運用の「一時的な凍結」が必要であるとしている点である。すなわち、同紙が主張する凍結というのは手段であって目的ではないのである。第三は、先述したように、河口堰問題を、国・公団の河川行政、さらには公共事業の進め方と関係づけて論じている点である。この点を更に詳しく見るならば、各社説に共通する一定のパターンが存在する。すなわち、これまでの国・公団による河川行政における、上意下達性・硬直性・情報非公開性などを批判すると同時に、「要望」という穏やかな形で方針転換を求めているのである。

つぎに『中日』の質的側面であるが、先述したように基本的には建設推進の主張を展開している。唯一の例外は「④1990（平成2）年9月8日：川の自然と安全を守るために」で、「凍結」を主張したものの、その後は再び、賛否にふれないか、推進の主張を行っている。同紙の社説で特徴的なのは、第一に堰の必要性の根拠を、国や公団と同じく、「利水・治水→渇水対策」とシフトしてきた点である。特に93年以降は渇水対策を前面に押し出して、必要性を論じているのが目立っている。第二は、自然保護と治水対策を両立可能なものとせず、二者択一とした上で、自然保護よりも治水を優先すべきであるという論調が目立つ。その背景には、「治水＝ダム・河口堰建設」という単純かつ国の河川行政に追従した姿勢があることは言うまでもない。第三は、利水面に関する問題に触れている箇所がほとんど見あたらない点である。利水面に関しては、水供給過剰による利水負担金の無駄と税金による補填問題が、堰建設中から指摘されていた。しかし、こうした問題点については、渇水対策とも絡めて、逆に水供給過剰にはならないという主張が、具体的なデータを示さないまま、特に93年以降に展開されている。第四は、詳しくは後述するが、『朝日』の社説の多くが、河口堰

問題を日本の公共事業のあり方と結びつけて論じているのに対して、そうした視点がほとんど欠落していることである。この点については、もちろん全国紙とブロック紙という両紙の相違もあると思われるが、あまりにも視野狭窄と言わざるを得ないであろう。

以上を総括するならば、量的側面については両紙とも十数本で、特に地元紙の『中日』の少なさが目立つ。質的側面については、『朝日』は基本的に凍結というスタンスは取っているものの、その主張には自律性や先鋭性に欠けており、一方『中日』は基本的に推進というスタンスを取り、国・公団の主張と軌を一にしていると言えよう。

最後に、本稿では『朝日』『中日』というわずか二種類の新聞の、しかも社説というごく限定された種類の情報のみを取り上げ、その特徴を明らかにしたに過ぎない。しかし、冒頭で述べたように、河口堰問題に関する世論をメディアがどのように形成したのかという観点から言えば、両紙の一般記事（特集を含む）だけでなく、他の新聞やテレビ・雑誌など広汎なメディアを対象とした上で、それらのメディアがどのような内容の情報を提供し、それによって読者・視聴者が河口堰問題をどのように認識するとともに、自らの態度や意見を形成していったのかを、統計学的調査によって解明することが必要である。もちろん、こうした研究は多大なコストと時間を要するものであって、一朝一夕では実現不可能なものであるが、河口堰問題においてマスメディアが果たした役割の重要性を認識するためにも、是非とも取り組まなくてはならない課題と言えよう。本稿が、その契機となれば幸いである。

【お断り】

※ 本論文は（財）日本自然保護協会の研究助成を受けた「長良川研究会」の研究成果報告の一部であり、同研究会報告書（発行時期未定）にも所収される予定である。

【引用および参考文献】

Berelson, Bernard, *Content Analysis in Communication Research*, Hafner Press, 1952

伊藤達也ほか『水資源政策の失敗:長良川河口堰』成文堂、2003年

岡田直之『世論の政治社会学』東京大学出版会、2001年

――――『現代社会におけるマスコミ・世論の種々相』学文社、2005年

北川石松・天野礼子編『巨大な愚行長良川河口堰:政・官・財癒着の象徴』風媒社、1994年

久野万太郎『検証・長良川情報戦争』同文館、1993 年
公共事業とコミュニケーション研究会『証言・長良川河口堰:対立する世論錯綜するメディア苦悩する行政』産経新聞ニュースサービス、2002 年
長良川河口ぜきに反対する市民の会編『長良川河口堰:自然破壊か節水か』技術と人間、1991 年
日吉昭彦「内容分析研究の展開」『マス・コミュニケーション研究』64 号、2004 年
本多勝一「地域新聞と地域体制との関係」『職業としてのジャーナリスト』朝日文庫、1984 年
村上哲生ほか『河口堰』講談社、2000 年
『朝日新聞社史　昭和戦後編』朝日新聞社、
『朝日新聞社史　資料編』朝日新聞社、
『中日新聞創業百年史』中日新聞社、1987 年
『中日新聞の 110 年』中日新聞社、1996 年